



学び続ける教師であるために

【令和7年度 高等学校版】



長崎県教育委員会



長 崎 県 教 育 方 針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

参考資料

・長崎県教育方針についての解説

( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/kyoikukikannado/overview/edu_policy/)



長崎県人権教育基本方針

わが国は、日本国憲法において個人の生命、自由及び幸福を追求する権利を保障しています。また、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題の早期解決を図ることが、わが国の責務であり国際的な要請であるという基本認識に立ち、人権の意義が正しく理解され、個人の尊厳が守られる社会の実現のために様々な人権施策を展開しています。

本県においても、「長崎県同和教育基本方針」に基づき、学校、家庭、地域社会のあらゆる場や機会において、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、依然として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人などに関する人権問題が存在し、国際化、情報化、少子高齢化など、社会の急激な変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このため県教育委員会は、人権問題の解決には教育の果たす役割が重要であることから、これまで取り組んできた同和教育を継承しながら、「長崎県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神の涵養をめざし、以下のように人権教育を推進します。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をととして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

社会教育においては、生涯にわたって多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において態度や行動に現れるよう豊かな人権感覚の育成に努めます。

人権教育を推進するため、人権問題についての正しい理解や認識を育てるための研修の充実に努めるとともに、専門性と実践力を身につけた指導者の養成に努めます。

この方針の実施に当たっては、教育の中立性を確保するとともに、市町教育委員会及び関係の機関・団体との連携を図りながら、人権教育の推進に努めます。

「学び続ける教師であるために」



長崎県教育センター 所長 竹之内 寛

本冊子は、平成2年度に『新任教師の皆さんへ』と題してスタートし、その後『学び続ける教師のために』と名称を変更、主に初任の先生方向けに発行してきました。令和4年度からはデジタルデータでの提供に変更し、リンク先を提示するなど毎年工夫を重ね編集しています。

そして、今年度から『学び続ける教師であるために』と名称をリニューアルしました。

これまでのタイトルは、どちらかというと本冊子のサプライサイド(県教育委員会)を主語とする視点が強く感じられるものでしたが、本冊子を活用されるデマンドサイド(先生方)を主語とする視点へと変更することで、教師自らが研修をデザインする「研修観の転換」を図りたいとの思いです。

日本の社会人は、海外の人に比べ学び行動をとらないことが指摘されています。リクルートワークスが行った全国就業実態パネル調査(JPSED)の*報告書(2018)によると、日本の社会人の自己学習の実施割合は 33.1%で、企業から与えられる学びの機会(OJT・Off-JT)を加味しても、51.1%の人が全く学びに手を染めていない結果となっています。

驚くべきはその理由です。「忙しい」「費用負担が重い」「会社が機会を用意してくれない」「学んでも評価してくれない」など様々な可能性を考慮して用意された選択肢をおさえ、圧倒的に選択率が高かった理由は、なんと「あてはまるものはない」(51.2%)だったのです。

本報告書は、「学ばない理由なんて考えたこともないという正直な気持ちが表れており、学ばない人に学ばない理由なんてない」と結論付けています。

それでは、どのような人が学んでいるのでしょうか。仮説の検証で明らかになったのは、「学生時代の学び習慣と現在の学び習慣」の相関関係です。「学生時代から学び習慣のある人は、仕事上わからないことがあるとき、すぐに学び行動をとる」割合が 83.3%と高く、社会人となってもその習慣が維持されているのです。「学生時代に習得した学び習慣は一生もの」なのです。

さて、私たちは日々の教育活動の中で、子どもたち(児童生徒)に「学び習慣」をつけることができているでしょうか。学習指導要領が言う「主体的・対話的で深い学び」を“習慣化”させることは、子どもたちの生涯の学びへとつながり、未来を拓く「生きる力」を育むこととなります。

そのために、まずもって必要なのは、子どもたちの目の前にいる教師自身が、学び続ける大人であるロールモデルを示すことだと思います。私たちの憧れの先生がそうであったように。

「探究心を持ち 自律的に 学び続ける」 教師と子どもたち

私たち教育センターが目指す姿です。そのために全力で伴走します。共に頑張りましょう！

〈*『どうすれば人は学ぶのか —「社会人の学び」を解析する—』リクルートワークス研究所〉

本冊子の活用にあたって

この冊子は、長崎県の教職員となった皆さんが、職務を遂行していく上で必要な事項を学ぶためのテキストとして作成しました。

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、教師及び教職員集団の理想的な姿として3点示しています。その一つに、「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心をもちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」と記されています。

今後、皆さんが教職員としての理想的な姿を具現化できるよう「学び続ける教師」として自らの学びをデザインしていただきたいと願っています。そのために、以下の点に留意してください。

(1) 探究的に学ぶ

「長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標」([巻末](#)に掲載)は教職員の資質の向上を図る際の目安となるもので、ステージごとに六つの視点で教職員の資質として求められる姿が示されています。各ステージで求められる姿を確認し、どのような資質を向上させていけばよいかを意識して、自ら問いを立てて実践し、振り返りながら学んでください。なお、本冊子の各項目の冒頭に、対応する指標を示しています。教諭等用の指標を示していますので、養護教諭、栄養教諭の方は各職種の指標に読み替えて御活用ください。

(2) 学びを広げる

本冊子はデジタルテキストでの配付に伴い、各ページの記載内容の参考となる法令、通知等の名称(■表記)にリンクを貼り、閲覧できる外部サイトに飛ぶように設定しています(令和7年2月25日現在)。このような資料と合わせて学ぶことにより、深い学びにつなげてください。

(3) 学びを振り返る

私たち教職員は、日々の教育実践と省察の積み重ねによって成長します。指標を参考にしながら将来のありたい姿を描き、自らの歩みを定期的に振り返ることで、新たな実践へとつなげていきましょう。

目 次

<u>I 公務員としての服務及び勤務時間等</u>	1
1 公務員としての服務	
2 勤務時間	
3 休暇	
4 分限・懲戒	
5 教育課程外の学校教育活動	
<u>II 学校教育と教師</u>	1 3
1 学校教育	
2 学校の組織と運営	
3 教師として	
4 研修	
<u>III 教育活動</u>	2 1
<u>第1章 学級経営</u>	2 1
1 学級経営について	
2 集団作り	
3 ショートホームルーム（SHR）	
4 面談	
<u>第2章 教科指導</u>	2 6
1 学習指導要領	
2 年間指導計画	
3 学習指導案の作成と活用	
4 教師の関わり	
5 評価	
6 研究授業	
<u>第3章 道徳教育</u>	3 5
1 高等学校における道徳教育の目標	
2 道徳教育に関する配慮事項	
3 道徳教育の重点的な指導事項	
<u>第4章 総合的な探究の時間</u>	3 7
1 総合的な探究の時間とは	
2 総合的な探究の時間の充実に向けて	
<u>第5章 特別活動</u>	4 2
1 特別活動の視点と目標	
2 特別活動の構成と内容	
3 ホームルーム活動	
4 生徒会活動	
5 学校行事	
6 指導に当たる教師が留意すべき点	
7 特別活動における評価	

第6章 特別支援教育	4 6
1 特別支援教育とは	
2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築	
3 特別支援教育の推進	
第7章 生徒指導	5 3
1 生徒指導の考え方	
2 教育相談の基礎・基本	
3 いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応	
4 SNS等のインターネットサービスの利用に関する問題	
5 体罰によらない指導の在り方	
第8章 キャリア教育	6 4
1 キャリア教育とは	
2 キャリア教育の進め方	
第9章 人権教育	6 7
1 人権教育の基本的な方針・育成したい資質	
2 人権教育の進め方・留意点	
第10章 健康安全教育	7 3
1 学校保健	
2 学校安全	
3 食育	
第11章 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携	7 9
1 連携及び協働の基本的な考え	
2 保護者との連携及び協働	
3 PTAとの連携及び協働	
4 地域社会との連携及び協働	
5 世代を越えた交流の機会	
6 学校間の連携や交流	
7 ふるさと教育	
◆ 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標	8 4

I 公務員としての服務及び勤務時間等

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、Cに対応しています。

「教育は人なり」といわれるように、生徒に与える教師の影響力は非常に大きく、教育の成果は担当する教師に負うところが多大です。次代を担う生徒の教育に携わる皆さんは、一学校の教師であるだけでなく、全体の奉仕者としての使命を常に自覚し、研究と修養に努めるとともに、生徒はもちろん、保護者、地域住民に信頼され、尊敬される教育公務員として、公共の利益のため職務を遂行しなければなりません。

＜日本国憲法 第15条第2項＞

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

＜教育基本法 第9条第1項＞

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

＊「法律に定める学校」・・・幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（学校教育法第1条）

＜地方公務員法 第30条＞

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

1 公務員としての服務

服務とは、職務に服するに当たって守るべき義務や規律のことで、その根拠は先に述べた地方公務員法（以下「地公法」）第30条にある。さらに、地公法には服務義務に関する諸規定が設けられている。具体的には、職務を遂行するに当たって守るべき職務上の義務と、職員たる身分を有する限り当然守るべき身分上の義務とに分けられる。

	内 容	根拠法規
根本基準	服務の根本基準	地公法第30条
職務上の義務	服務の宣誓	地公法第31条
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	地公法第32条
	職務に専念する義務	地公法第35条
身分上の義務	信用失墜行為の禁止	地公法第33条
	秘密を守る義務	地公法第34条
	政治的行為の制限	地公法第36条
	争議行為等の禁止	地公法第37条
	営利企業への従事等の制限	地公法第38条

なお、教育公務員特例法には、兼職及び他の事業等の従事（17条）、政治的行為の制限（18条）及び研修（21条）の特例が定められている。

2 勤務時間

(1) 勤務時間及び勤務時間の割振り

＜地公法＞

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第24条第5項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律＞

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第42条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

＜職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」）＞

＊市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例は、これを準用する。

(1 週間の勤務時間)

第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

1週間当たりの勤務時間を曜日ごとに配分し、個々の教員の勤務時間を具体的に確定することを「勤務時間の割振り」という。

各学校の校長にその権限は委任されており、勤務日、勤務日における勤務時間、勤務日における勤務終始時刻、勤務日における休憩時間を各学校の実情に応じて、条例や規則の範囲内において決定する。

なお、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として平成31年に文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定した。限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことができる状況を作り出すことを目指すためである。

これに基づき、長崎県教育委員会では教育職員の勤務時間の上限に関する方針を具体的に進めるために「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」を策定した。

さらに、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたことにより、文科省のガイドラインが法的根拠のある「指針」に格上げされた。そのことを受け、県においても「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」の一部改正を行い、教育委員会規則を新たに策定した（令和2年4月1日施行）。

参考資料

- ・「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月 文部科学省告示）



( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/1407520_00004.htm)

(2) 週休日と休日

<勤務時間条例>

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)とする。

(休日)

第8条 職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

12月29日から翌年の1月3日までの日(年末年始の休日)についても、同様とする。

<労働基準法>

(休日)

第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

労働基準法上の「休日」とは、勤務時間条例上の「週休日」のことである。これは、勤務時間を割り振らない日のことであり、給与支給の対象とならない。

勤務時間条例上の「休日」とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日のことである。これは、勤務時間が割り振られているが特に勤務を命じられない限り勤務を要しない日であり、給与支給の対象となっている。

なお、週休日に勤務を命じられた場合には、週休日の振替や勤務時間の割振り変更の規定が定められている。

(3) 休憩時間

<勤務時間条例>

(休憩時間)

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては45分、8時間を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

休憩時間は正規の勤務時間に含まれず、原則として一斉に与えられ、自由に使うよいとされている。

(4) 時間外勤務

＜公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第6条 教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする。

＜義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例＞

(教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

3 休暇

休暇とは、条例及び条例に基づく規則に従って、一定の期間その勤務を遂行しないで、自発的又はやむを得ず職務以外の事柄に勤務時間を利用することが認められた制度である。

(1) 休暇一覧 ＜職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第7条～第15条＞

休暇名	休暇事由	単位	限度日数
1 年次休暇		1時間又は1日	毎年9月に20日が付与される。 ※4月新規採用者は8日付与される。 9月～8月の期間内で利用でき、8月末日時点で残日数があるときは、20日を超えない範囲内の残日数を翌年分として繰り越すことができる。
2 公傷休暇	公務による負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(公務災害と認定された場合)	1日	医師の診断書に基づき必要と認められる期間
3 病気休暇	公務によらない負傷又は疾病(結核性疾患を除く。)のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1日 (腎臓疾患により定期的に人工透析を行う場合は1時間)	90日を超えない範囲内(特定疾患の場合は180日)において医師の診断書に基づき必要と認められる期間

I 公務員としての服務及び勤務時間等

4 療養休暇	結核性疾患のため療養する 必要があり、その勤務しな いことがやむを得ないと認 められる場合	1 日	1 年を超えない範囲にお いて医師の診断書に基づ き必要と認められる期間
5 生理休暇	女子職員が生理日において 勤務することが著しく困難 である場合	1 日	その都度必要と認められる 期間
6 特別休暇	(1) 選挙休暇	1 時間又は 1 日	必要と認められる期間
	(2) 証人休暇	1 時間又は 1 日	
	(3) ドナー休暇	1 時間又は 1 日	
	(4) ボランティア休暇	1 時間又は 1 日	一の年において 5 日の範囲 内の期間
	(5) 結婚休暇	1 日	7 日の範囲内の期間
	(5-2) 出生サポート休暇	1 時間又は 1 日	一の年において 5 日（体外 受精等の場合は 10 日）の範 囲内の期間
	(6) 産前休暇	1 日	出産する予定の日から 8 週 間（多胎妊娠の場合は、14 週間）前の日から、出産の 日までの請求した期間
	(7) 産後休暇	1 日	出産の日の翌日から 8 週間 を経過する日までの期間
	(8) 育児休暇	60 分間	1 日 2 回それぞれ 60 分間
	(9) 出産補助休暇	1 時間又は 1 日	3 日の範囲内の期間
	(10) 男性職員の育児参加の ための休暇	1 時間又は 1 日	職員の妻が出産する場合で あって出産予定日の 8 週間 から出産日以後 1 年を経過 するまでの期間内における 5 日の範囲内の期間
	(11) こども看護休暇	1 時間又は 1 日	一の年において 5 日（子を 2 人以上養育する職員にあ っては 10 日）の範囲内の期間
	(12) 短期介護休暇	1 時間又は 1 日	一の年において 5 日（要介 護者が 2 人以上の場合にあ っては 10 日）の範囲内の期間
	(13) 忌引休暇	1 日	親族の区分により規則別表 第 3 の日数欄に掲げる日数 の範囲内の期間
	(14) 祭日休暇	1 時間又は 1 日	1 日の範囲内の期間
	(15) 夏季休暇	1 日	一の年の 6 月から 9 月（任 命権者が特に必要と認める 場合にあっては 10 月）まで の期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
	(16) 住居滅失休暇	1 時間又は 1 日	7 日の範囲内の期間
	(17) 感染症交通しや断休暇	1 時間又は 1 日	必要と認められる期間
	(18) 災害交通しや断休暇	1 時間又は 1 日	
	(19) 事故休暇	1 時間又は 1 日	
	(20) 公益団体休暇	1 時間又は 1 日	
	(21) つわり休暇	1 時間又は 1 日	7 日の範囲内の期間
	(22) 妊産婦健診休暇	1 時間又は 1 日	妊娠満 23 週までは 4 週間 に 1 回、妊娠満 24 週から 満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分娩ま では 1 週間に 1 回、産後

			1 年まではその間に 1 回の割合で、1 日の範囲内の期間
	(23)妊婦休息休暇	1 時間	勤務時間中に適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間
	(24)妊婦通勤緩和休暇	1 時間又は分	勤務時間の始め又は終わりの休暇の合計が 1 日 1 時間の範囲内の期間
	(25)リフレッシュ休暇	1 日	職員が 35 歳、45 歳又は 55 歳に達する日の属する年度において、年次休暇 2 日以上取得に引き続く 3 日の範囲内の期間
	(26)任命権者が特に必要と認める場合	1 時間又は 1 日	必要と認められる期間
7 介護休暇	下記の者（要介護者）で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合 ※ 要介護者の範囲 (1)配偶者 (2)父母 (3)子 (4)配偶者の父母 (5) ①祖父母 ②孫 ③兄弟姉妹 ④父母の配偶者 ⑤配偶者の父母の配偶者 ⑥子の配偶者 ⑦配偶者の子	1 時間又は 1 日	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月を超えない範囲内で必要と認められる期間
8 介護時間	要介護者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 ※ 要介護者の範囲は介護休暇と同じ	30 分 (始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間の範囲内)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間内において必要と認められる期間（当該要介護に係る指定期間と重複する期間を除く）

(2) 女子職員の保護

女子職員には、その身体的・生理的条件及び母性保護の観点から、安心して職務に専念できるようにするための規定が定められている。

- | | |
|----------|--------------|
| ① 生理休暇 | ② 産前休暇及び産後休暇 |
| ③ つわり休暇 | ④ 妊産婦健診休暇 |
| ⑤ 妊婦休息休暇 | ⑥ 妊婦通勤緩和休暇 |

(3) 育児休業

満 3 歳に満たない子を養育する教職員（男女共）は、子の養育のために必要な期間の休業について任命権者（県教育委員会）に承認を申請することができる。

<地方公務員の育児休業等に関する法律>

(育児休業の承認)

第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に二回の育児休業をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

4 分限・懲戒

職員が一定の事由によりその職責を果たすことができない場合、又は職員としての一定の義務に違反する場合、その責任を問うのが分限及び懲戒の制度であり、地方公務員法第27条にその基準が定めてある。分限は、「公務能率の維持向上」を目的としており、公務員としての職責を十分に果たすことができない場合に限って、本人の意に反して行う処分である。懲戒は、職員の「法令違反」、「職務上の義務違反」及び「非行」に対し、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的とした処分で、任命権者が行う制裁である。分限及び懲戒の処分は、次の基準によって行われる。

(1) 分限及び懲戒の基準

<地公法>

(分限及び懲戒の基準)

第27条 全て職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職され、又は降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

(2) 分限

① 分限処分が適用される場合

<地公法>

(降任、免職、休職等)

第28条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

② 分限処分の種類(地公法第27条、第28条)

ア 降給…職員の現に決定されている給料の額よりも低い額の給料に決定する処分

イ 降任…職員をその現に有する職より下位の職に任命する処分

ウ 休職…職を保有させたまま、職員を一定期間職務に従事させない処分

エ 免職…職員の意に反して、職員としての身分を失わせる処分

(3) 懲戒

① 懲戒処分が適用される場合

<地公法>

(懲戒)

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

② 懲戒処分の種類（地公法第29条）

ア 戒告…職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分

イ 減給…一定期間、職員の給料の一定割合を減額する処分

ウ 停職…職を有したまま、職員を一定期間職務に従事させない処分

エ 免職…職員の規律違反の責任を問うための制裁として、職員としての身分を失わせる処分

以上の処分とは別に、文書訓告や口頭訓告等があるが、これは職員の職務遂行に注意を喚起し、その改善向上のために行うものである。

県教育委員会では、教職員の懲戒処分を厳正に行い、もって教職員の綱紀の保持を図り、本県教育に対する県民の信頼に応えることを目的に、平成19年8月1日付けで「教職員の懲戒処分基準」を定め、教職員の懲戒処分の標準的な量定を公表している。

なお、同基準については平成30年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月5日及び令和5年12月12日に一部改定を行い、運用している。

<教職員の懲戒処分基準の例（抜粋）>

(※ ○印：標準的な処分量定)

区 分		懲 戒 処 分			
		免職	停職	減給	戒告
○ 児童生徒等に対する非違行為関係					
体罰・不適切な指導	体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
	体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
	上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
	児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○

区 分		懲 戒 処 分			
		免職	停職	減給	戒告
児童生徒 性暴力等	① 児童生徒等に性交等をした教職員又は児童生徒等をして性交等をさせた教職員	○			
	② 児童生徒等にわいせつな行為をした教職員又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員（①に掲げるものを除く）	○			
	③ 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る）に当たる行為をした教職員（①及び②に掲げるものを除く）	○			
	④ 児童生徒等に衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れた教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から③までに掲げるものを除く）	○			
	⑤ 児童生徒等に通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置した教職員（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものであって、児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること）（①から④までに掲げるものを除く）	○			
	⑥ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒の心身に有害な影響を与えるものを行った教職員（①から⑤までに掲げるものを除く）				
	性的な言動を繰り返した教職員、又は悪質な態様の性的な言動を行った教職員	○	○	○	○
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		

○ 一般服務関係					
ハラスメント (児童生徒等以外)	セクシュアル・ハラスメントを行った教職員				
	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつ行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ行為をした教職員	○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動(上記の場合を除く。)を繰り返した教職員		○	○	
	上記の場合において、性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
	相手の意に反することを認識の上で、性的な言動を行った教職員			○	○
	ハラスメント(セクシュアル・ハラスメントを除く)を行った教職員				
	ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員		○	○	○
	ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、ハラスメントを繰り返した教職員		○	○	
	ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員	○	○	○	
秘密漏えい	職務上知り得た秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた教職員	○	○	○	○
	具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に支障を生じさせた教職員		○	○	○
情報管理	職務上知り得た重要な個人情報について、適切な取扱いを怠り、紛失又は盗難に遭った教職員			○	○
営利企業等 従事	許可なく営利企業等に従事した教職員			○	○
公文書の 不適正な 取扱い	公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員	○	○		
	決裁文書を改ざんした教職員	○	○		
	公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員		○	○	○
○ 公金公物等取扱い関係					
横領	公金又は公物(学校徴収金等の諸会計に係る財産を含む。以下「公金等」という。)を横領した教職員	○			
紛失・盗難	公金等を紛失した教職員				○
	重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員				○
公金公物 不適正処理	自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員			○	○
○ 公務外非行関係					
麻薬等の 所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員	○			

わいせつ行為 (児童生徒等以外)	わいせつ行為を行った教職員	○	○		
ストーカー 行為	執拗なストーカー行為を行った教職員	○	○	○	
酩酊による 暴言等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員			○	○
住居侵入	正当な理由がないのに、人の住居等に侵入した教職員	○	○	○	
○ 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係					
飲酒運転	酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をした教職員	○			
	飲酒運転をした者に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた教職員、又は飲酒していることを知りながら同乗した教職員	○			
人身事故 (飲酒運転・無 免許運転を除 く)	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた教職員	○	○	○	
	人に傷害を負わせた教職員			○	○
	上記に加え、措置義務違反又は著しい速度違反がある場合	○	○	○	

参考資料

・「教職員の懲戒処分基準について」

( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/seido-edu/compliance/>) (平成19年 8月 1日

平成30年 4月 1日 一部改定

令和 4年 4月 1日 一部改定

令和 5年10月 5日 一部改定

令和 5年12月12日 一部改定 長崎県教育委員会)



(4) 不利益処分に関する審査請求

懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができる（地公法第49条の2）。

5 教育課程外の学校教育活動

部活動は、教育課程外の学校教育活動の一環として行われている。生徒にとって望ましいスポーツ環境、文化部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が多様な形で最適に実施されるよう、スポーツ庁と文化庁が共同でガイドラインを策定した。長崎県もこれを基に部活動の在り方等に関する方針等を示した。教師の長時間勤務の解消等の観点も含まれている。次の参考資料を参照してほしい。

参考資料

- ・「長崎県高等学校及び特別支援学校高等部における部活動の在り方等に関する方針」 (令和5年3月 長崎県教育委員会)

( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/sports-recreation/gakkoutaiiku/koutougakkouhousin/>)



[目次に戻る](#)

II 学校教育と教師

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」A、B、C、D、E、F、Gに対応しています。

日本国憲法は第26条において、国民に「教育を受ける権利」を保障し、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めています。

また教育基本法、学校教育法では教育の理念や具体的な学校教育の内容が定められています。学校教育はこれらを踏まえて意図的・計画的に進められています。

1 学校教育

(1) 教育の目的・目標

教育基本法第1条において教育の目的が明記されている。また、第2条には次に掲げる目標を達成するように規定している。

- ① 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- ② 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ③ 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- ④ 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

また、学校教育法にはそれぞれの校種の教育目標が掲載されているので、確認すること。

(2) スクール・ミッション

スクール・ミッションは、各高等学校が育成を目指す資質・能力を明確にするために、学校設置者が各高等学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確化したものである。

(3) 学校教育目標

学校教育目標は、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確化したものである。

(4) スクール・ポリシー

スクール・ポリシーは、スクール・ミッション及び学校教育目標を実現するために必要な教育活動の方針のことである。学校教育活動を通じてどのような資質・能力を

育むことを目指すのか（グラデュエーション・ポリシー）、そのためにどのような教育課程を編成、実施し、評価するのか（カリキュラム・ポリシー）、どのような生徒を受け入れるのか（アドミッション・ポリシー）の3つのポリシーについて、きちんと把握しておく必要がある。

（５）学校評価

学校評価を通して教育活動の成果と課題を検証し、学校運営の改善と発展を目指す。家庭や地域と成果や課題を共有し、連携・協力しながら教育活動を進めていくことが必要である。

学校評価を「目的」ではなく、「コミュニケーション・ツール」として活用し、学校教育目標の達成につなげていくことが大切である。

２ 学校の組織と運営

（１）校務分掌

学校教育法第37条第4項には校長が各学校の実情に応じ校務分掌を組織し、校務を職員に分担させることを規定している。

校務には、学校教育目標を達成するために必要な全ての業務が含まれている。大別し次に示すが、自校の校務分掌についてはそれぞれ確認すること。

- ① 学校教育の内容（教育課程に基づく学習指導、生徒指導、進路指導等）に関すること。
- ② 生徒の安全等、管理に関すること。
- ③ 学校の施設設備の保安全管理に関すること。
- ④ その他、学校の運営に関すること。

教育活動が効果的に遂行されるために、全ての職員が校務を分担し、相互に協力しながら個々の力を最大限に発揮することが求められる。

（２）職員会議

職員会議は、校長がその意思決定に際し、重要な案件等について職員の意見を求め、共通理解を図り、生徒の状況等について担当する学年・学級を越えて情報交換を行う場である。

（３）危機管理

学校では全ての生徒が安全に生活し、教育活動に取り組むために、危機管理という観点に立って、日頃から対策を講じなければならない。万一、事件・事故が発生した場合の対処について職員が共通認識し、対応していく必要がある。

① 学校事故

学校における事件・事故等の中には、管理の対象となる事柄として次のようなものが考えられる。

- 生徒に関すること（いじめ、不登校、反社会的行為や非社会的行為等）

- 教育活動に伴う事件・事故（教育活動中の事故、生徒同士のトラブル等）
 - 自然災害等（地震、津波、風水害などの自然災害、火災等）
 - 社会的危機（誘拐、不審者の侵入などの事件、食中毒や感染症等）
 - 職員に関すること（体罰、セクハラ、交通事故、飲酒運転、個人情報漏洩等）
- ② 学校事故と教員の責任
- 学校教育は、安心・安全であることが前提であり、教職員には対象とする生徒の発達段階に応じて特別な注意義務が課せられている。その義務を怠って事故等が発生した場合は、責任を問われることになる。
- ③ 学校の安全管理
- 学校の安全管理については、日常的な管理（リスク・マネジメント）、緊急的な管理（クライシス・マネジメント）の両面から具体的に考える必要がある。まず、学校における体制構築の具体的方策としては、次のようなものがある。
- 校内の安全管理体制の整備
- 各学校では「安全管理マニュアル」が策定されているため、各自で理解し、緊急事態が発生したときに適切な対応ができるように日頃から備えておくこと。
- 日常の学校生活における安全確保
- AEDや消火器等の設置場所の確認、施設・設備の定期的な点検などの予防措置を講じるほか、避難訓練等の未然防止に向けた取組を計画的に行うこと。
- 各種情報の共有
- 様々な場面で得られた情報は速やかに主任や管理職に連絡したり、学年会や職員会議等を通じて職員間で共有したりすること。
- 生徒に対する安全教育や防災教育
- 様々な場面における危険の回避や避難の方法について、生徒に理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培うこと。
- ④ 学校事故への対応
- 安全管理に万全を尽くしたとしても、事故は起こるものだという認識をもっておく必要がある。
- 管理職等への報告
- 事故が起こったとき、あるいは予測できそうなときは、速やかに主任や管理職に伝えること。対応が遅れたり誤ったりすると、事態をより深刻なものにしてしまうため、迅速に報告し、その後の対応等について指示を仰ぐこと。

3 教師として

教師は未来を生きる生徒の夢と希望を育む仕事である。また、直接生徒の成長に関わることから、生徒の人格形成に大きく影響を及ぼす。だからこそ、常に学び続け、自らの資質向上に努めることが求められる。生徒がどのような授業に満足し、どのような学校生活に喜びや楽しみを見いだすか、一人一人を尊重し、その言動を認めながら絆を結んでいく努力をしてほしい。そのような教師の慈愛に満ちた関わりが生徒の自尊感情を

高め、自信をもたせ、自らの夢に向かってたくましく生きる力を育むのである。

教師は、生徒の人格の完成を目指し、その成長・発達を支援するという重要な職責を担う高度専門職である。いかに時代が変化しようとも、自らが生徒の道しるべとなるべく研修の機会を求め、主体的に資質の向上を図り続けることが必要である。

長崎県では、「教員等としての資質の向上に関する指標」として、高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付ける資質を示している。指標は次の六つの視点で整理されており、資質向上を図る際の目安であり、更に高度な段階を目指す手掛かりとなる。

(1)
教職に必要な素養

- A 法令遵守・人権尊重の精神
- B 対人関係能力・社会性
- C 児童生徒への愛情・教職に対する使命感
- D 長崎県への郷土愛

(2)
学校運営
連携・協働

- E 組織運営力・同僚性・協働性
- F 保護者・地域・関係機関等との連携力
- G 危機管理能力

(3)
教育課程
学習指導

- H 教科等に関する知識・教養
- I 授業構想力
- J 授業展開力

(4)
学級経営
児童生徒理解
生徒指導等

- K 集団づくりの力
- L 児童生徒理解力
- M 個別の児童生徒への対応力
- N 児童生徒の将来を育む力

(5)
特別支援教育

- O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力

(6)
ICTや情報・教育データの利活用

- P ICTの利活用 情報活用能力の育成
- Q 教育データの利活用

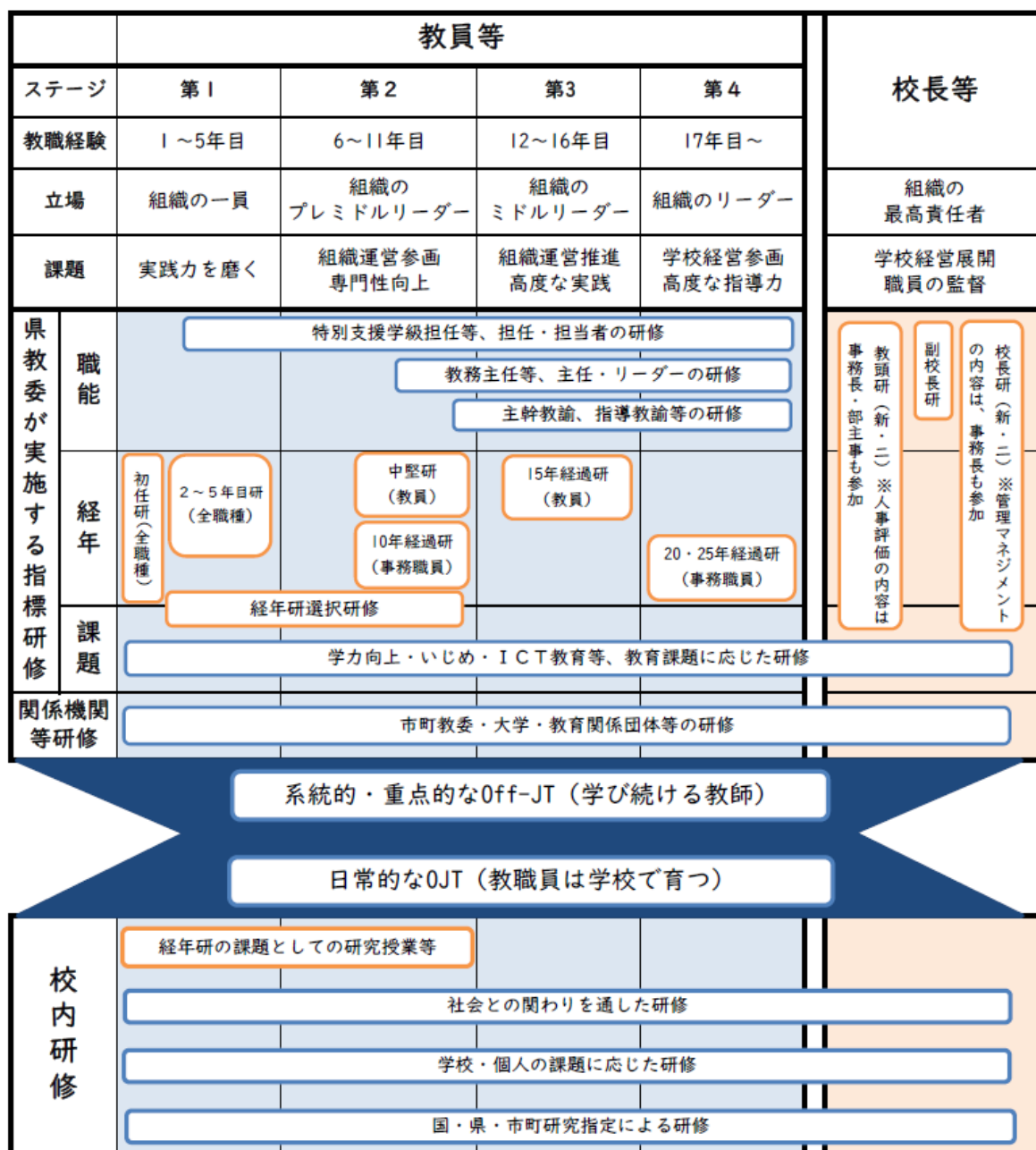
「長崎県教諭等としての資質の向上に関する指標」から一部抜粋

4 研修

私たち公立学校の教師は、地方公務員としての身分を有し、教育という職務を通じて国民全体に奉仕する教育公務員である。教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と示されている。経験年数に限らず、教師は学び続けることが求められている。

(1) 研修制度

本県では、初任研の後、2～5年目研、6～10年目研、中堅研と、継続した研修が計画されている。(下図参照)



令和7年度 長崎県教職員研修計画「研修体系」より

「教員等としての資質の向上に関する指標」に基づいた切れ目のない継続的な研修を実施するとともに、各学校における同僚性を生かした OJT (On the Job Training) を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、教師としての資質向上を図っている。以下、各経年研修の目的を記す。

初任研 <法定研修>

教育公務員特例法第 23 条の規定に基づき、学習指導や生徒指導等の実践力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させる。

2～5 年目研

個々の能力・適性に応じて計画的に研修を行うことにより、組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く。

6～10 年目研

自己の課題に応じて計画的に研修を行い、プレミドルリーダーとして組織運営に参画する力や学習指導、生徒指導等の専門性を高める。

中堅研（11 年目）<法定研修>

教育公務員特例法第 24 条に基づき、個々の能力・適性等に応じて計画的に研修を行い、ミドルリーダーとして組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする資質の向上を図る。

15 年経過研（16 年目）

各学校における同僚性を生かした OJT を通して学習指導や生徒指導等の専門性を高め、ミドルリーダーとしての資質の向上を図る。

（2）日常業務を通しての研修

OJT (On the Job Training) ～教師は学校で育つ～

教師は、生徒、同僚、保護者や地域の人等、多くの人に積極的に学び、自らも成長し続けようとする姿勢をもつことが大切である。自らを開き、自分とは違うほかの人の考えを受け入れていくことで、新たな自分へと成長していくことができる。何か課題があったときは、課題としっかり向き合い、一つずつ解決していったほしい。また、仕事は一人でするものではなく、協働して行うものである。教育という職責は一人で背負えるものではないことを肝に銘じて、学校みんなで解決していくことが重要である。その過程こそが、教師としての資質・能力を向上させる大切な学びである。

(3) 校内研修

校内研修は、学校教育目標の具現化を目指し、学校の教師が主体となって、校長の指導のもと計画的、組織的に取り組む研修である。校内研修の活性化によって、次のような効果が期待できる。

- 学校の教育活動改善の原動力となる。
- 学校の組織力を向上させる。
- 学び合い、高め合うという同僚性や協働性といった学校文化の形成に役立つ。
- 個々の教師の力量を向上させる。

校内研修の中心は「授業研究」である。「授業研究」を行うことで、授業前の教材研究、生徒の実態把握、学習指導案の作成、授業後の研究協議や振り返りなど、PDCAサイクルに沿った授業研究を組織的に学び実践することができる。

授業を公開する際は、視点を明確にして授業を行うことが大切である。授業後の研究協議においては、参観者の様々な意見から、自らの授業のよさや課題を明らかにして、よさを伸ばし課題を改善する。改善案は教室での授業実践に生かし、授業力の向上、生徒の学力向上へとつなげるよう努める。

授業を参観する際は、視点を決めて参観する。事前に授業者の学習指導案をよく読み、授業の目標や指導内容、評価方法をつかむなどして、授業イメージをもって参観することが大切である。他者の授業を見ることで、自らの授業を振り返り、よいところは取り入れ、授業改善の糧とするよう努める。

このように「授業研究」を通して、授業者も参観者も共に学び合い、授業での成果や課題を学校の共有の財産にし、学びを生徒に還元していくことが重要である。

(4) 研修履歴を活用した対話に基づく研修受講

教員免許更新制の発展的解消に伴い、それぞれの教師が自身の職責や経験及び適性に応じて資質の向上を図ることが求められている。そのため、教師は、管理職との研修履歴を活用した対話を繰り返し、自らの学びを振り返るとともに、自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たす役割などを把握しながら、必要な学びを主体的に選択し、受講していく必要がある。

なお、長崎県教育委員会では、研修の受講にあたって、より幅広い選択肢を令和5年度より提供している。例えば、第1・2ステージ研修の選択研修においては、従来の研修に加え、県教委が後援する研修会や研究会への参加等も選択研修の受講とみなすなどの方法により、多様な研修機会を、多様な研修形態で提供し、教師がより幅広く、主体的に研修に取り組める環境を整えている。

教師は、このような研修履歴を活用した対話に基づく研修受講を通して、自らの強みや得意分野の再認識と自信につなげ、学び続け、成長するための「次なる学びのエンジン」としていくことが期待されている。

参考資料

- ・「教育基本法」
( https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/about/mext_00003.html)
- ・「学校教育法」
( <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>)
- ・「指標」及び「指標の活用について」
( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/center_kyouikujoyouhou/center_kyouikujoyouhou_plan/)

- ・「教育公務員特例法」（平成29年4月1日一部改正）
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
(平成27年12月21日 中教審答申)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365665.htm)
- ・「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について」（令和4年6月21日 通知）
( https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00051.html)
- ・「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について」
(令和4年8月31日 通知)
( https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00052.html)
- ・「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」（令和4年12月19日 中教審答申）
( https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00004.htm)



[目次に戻る](#)

Ⅲ 教育活動

第1章 学級経営

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、Nに対応しています。

これからの教育は、「21世紀を生き抜く人間」としての基盤づくりを心掛けなければなりません。学級担任は、教育のねらいや生徒の実態を踏まえ、自分の学級の生徒をどのようにして育てていくかという学級経営の方針をもつことが大切です。

次に、学級全体の特性と個々の生徒の姿を確実に捉えることが必要です。学級全体や生徒個人は、日々刻々と変化していきます。その変化をしっかりと見極め、より確かな成長のための手立てを講ずることによって集団の質が高まり、生徒一人一人の自己実現が図られていきます。その際に、集団の場で必要な指導や援助を行うガイダンスと、面談等で一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングを効果的に行い、生徒の発達を支援します。

また、問題等が起きた場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他学級の担任とコミュニケーションを緊密に取りながら指導を仰ぎ、アイデア等を交換し合うことで、同僚性を最大限に発揮した学級経営を進めていきましょう。

1 学級経営について

(1) 学級担任の心得

- ① 生徒に対して熱意をもって誠実に接する。
- ② 生徒や保護者から信頼されるような言動を心掛ける。
- ③ 生徒の安全について十分配慮する。
- ④ 規律ある学級づくりの中で生徒の自立や自治的な動きを促す。
- ⑤ 学年主任や他のクラス担任と協働しながら学級を経営する。

(2) 学級経営の内容

① 人間関係づくり

生徒相互の人間関係づくり並びに教師と生徒との信頼関係づくりに注意を払う。

- 生徒相互に思いやりや協調の精神が醸成されるよう配慮する。
- 生徒と直接対話をする機会を積極的にとり、信頼関係をつくり上げる。

② 教育課程、授業その他の教育活動

- 学習：学習意欲の向上を図り、望ましい学習態度の在り方について指導する。
- 道德教育：学級での活動や生活の様々な場面で、時機を逃さずに行う。
- 特別活動：ホームルーム活動では「話し合い活動」をベースに諸問題を解決していく方法を学ばせる。（※詳細は [p 42](#)）

○ 総合的な探究の時間：探究的な学習、体験的な学習、問題解決的な学習を通して、自ら見いだした探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育む。（※詳細は [p.37](#)）

○ 清掃活動：責任感や奉仕の精神を体得させる。

③ 生徒指導

生徒理解を深め、問題行動に対応する生徒指導だけでなく、互いを認めよりよい人間関係の中で生徒が成長していく積極的な生徒指導を心掛ける。

④ 教室環境づくり

安心して安全な学校生活を過ごすために、机・椅子の整備や掲示の工夫等、清潔で潤いのある雰囲気づくりを心掛ける。

⑤ 学級事務

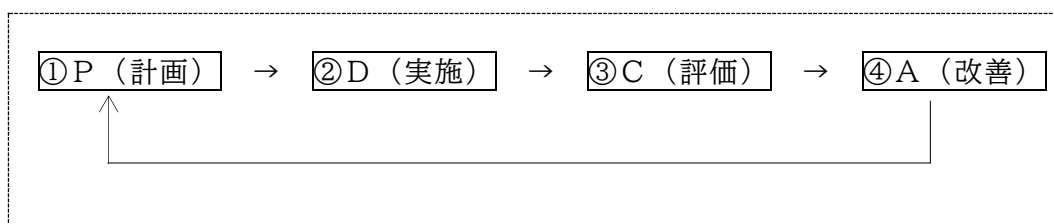
法令に従い公簿等の適正な整備と処理に努める。

⑥ 保護者・地域との関係づくり

保護者とは綿密に連絡をとり、学校と家庭と連携して生徒を育てるよう心掛ける。場合によっては、地域の方との連携も必要になる。

（3）学級経営の進め方

※ P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（改善）のサイクルを活用

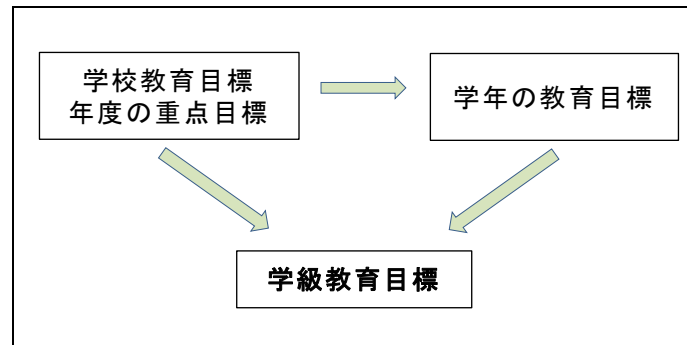


① P（計画）：目標を設定して計画を立てる。

○ 学級教育目標の設定

<設定における留意点>

- ・学校教育目標や学年目標を具体化したものであること
- ・全教育活動を通じて達成されるものであること
- ・年間や学期の目標とする内容や価値をもつものであること
- ・評価が可能で具体的なものであること
- ・生徒自身が自分たちの目標だと意識するようなものであること



○ 学級教育目標の具体化

学級教育目標を具体化し、実現のための「手立て」を考えて計画を立てる。

ア 学級教育目標を実現するための具体的な目標をいくつか立てる。

（「……できる」という形で。）

イ 具体的な目標それぞれについて、「どうしたらできるようになるか」などの具体的な手立てを探る。

ウ 手立ての期間を設定して、指導の見通しを立てる。

② D（実施）：計画に従い学級経営を進める。

③ C（評価）：設定した目標に対してどこまで到達したかを検討する。
どのような成果があったか、課題は何かを分析する。

④ A（改善）：評価の内容を整理して、年度内における計画の修正や次年度の計画作成に反映させたり、引継ぎに活用したりする。

2 集団づくり

生徒は、学校生活のほとんどを自分の学級で過ごしている。意欲的に学習し、互いに磨き合うために、生徒たちに学級への帰属意識をもたせ、価値ある生活が営める集団に仕向けていく必要がある。

学級の集団づくりとは、生徒たちの活動を援助しながら、単なる形式的な集団を、帰属意識と連帯感に基づいてまとめ、相互に協力し合う集団へと導いていく営みである。

（1）学級集団の成長・発達段階

学級集団は、学級担任の適切な指導によって成長・発達していく。この成長や発達は、一般的に次のような段階を経て高まると考えられる。

- ① 単なる「集まり」の中で、他に依存することによって不安の緩和を図ろうとする段階
- ② 自然発生的な小集団ができる段階
- ③ 学級の話合いを通じて、目的に応じた小集団が生まれ、活動を通じて仲間意識を形成する段階
- ④ 生徒が自分たちの生活の問題を発見し、学級担任の援助を得ながら、主体的に問題解決に当たろうとする段階
- ⑤ 問題を発見し、解決するだけでなく、その問題の原因や本質に気付き、一層充実した学級を創造するために積極的に取り組もうとする段階

(2) 学級集団の把握

学級集団がまとまりをもって、成長・発達していくためには、その集団を構成している生徒同士の結び付きの強さが関係するため、担任は、その学級集団における人間関係の姿を的確に捉えることが必要である。

そのため、学級担任による日常の行動観察や生徒自身による評価を記録・分析することが重要である。このようにして得られた資料は、学級集団づくりの基盤となるとともに、一人一人の生徒を理解する上での大切な資料となる。

(3) ガイダンス機能を充実させた学級集団の育成

学級担任がガイダンスの機能を充実させることは、学級集団の成長につながる。ガイダンスを通して、生徒に学級集団における諸活動や生活の意義について十分理解させ、よりよい生活に向けて自主的な取組を促す。相手の身になって考え、相手のよさを見つけようと努める人間関係や、互いに認め合い、協力し合って、安心して学級生活を送ることができる雰囲気が醸成されるように指導や援助を行う。

また、学級活動において学級生徒の自己実現を図ることも重要である。ガイダンスを通して、現在の生活や将来の生き方について生徒が主体的に考えることができるように指導し、支援する必要がある。したがって学級担任には、学習指導の場面だけでなく、学校生活全般にわたって生徒の自己実現を支えていく豊かな人間性が求められる。

3 ショートホームルーム（SHR）

朝のSHRや帰りのSHRは、日々の学校生活を円滑なものとする。毎日繰り返されるSHRの在り方だけで学級集団の性格も決まってくる。また、SHRを通して生徒たちの主体的な活動を育み、学級の実態に合わせ、積極的に創意工夫を盛り込む。

(1) 朝のSHRの指導

- 一日の全体的な流れを生徒に把握させる。
- 日程、時間割変更、教室変更、教科からの連絡を伝える。
- 金銭・貴重品の管理について注意を促す。
- 各係からの諸連絡を行う。
- 生徒の出席状況を確認して出席簿に記入する。（無届けの欠席者等にはSHR後すぐに家庭へ連絡して生徒の所在を確認）
- 生徒の健康状況や生活上の問題点について観察し、生徒には言葉を掛け、生活の状況やそれに伴う精神状態の理解に努める。

(2) 帰りのSHRの指導

- 出欠状況の再確認をする。特に、遅刻・欠課・早退については事情を確認する。
- 日直からの反省や、各係からの連絡・依頼をする。
- 一日を振り返っての反省をする。（担任からの話、生徒の3分間スピーチなど）

- 教師による講話を行い、生徒の自発的・積極的活動が図られるよう努める。
 <話題の例> 学校内での出来事、家庭生活で役立つこと、校長訓話など
- 教室内の整理整頓（机・黒板・掲示物等）や安全（破損等）について点検し、
 場合によっては全員に注意する。
- 消灯と戸締まりを行う。（学級担任は教室の管理責任者）

4 面談

面談ではカウンセリングの姿勢が基本である。具体的には傾聴の姿勢で生徒への理解を深める。面談を行うことで、集団の中では理解することが難しい生徒の様子を知ることができ、深い信頼関係を築くきっかけにもなる。保護者との関係を強くするためにも面談は重要である。学校で設定された期間以外にも、教育相談や生徒指導上の問題が起きたときなど、生徒の状況に応じて適宜行う。（※教育相談についての詳細は [p 55](#)）

（1）二者面談（生徒・教師）について

面談では、以下のことに留意する。

- ① 傾聴の姿勢
 担任の考えを押し付けるだけにならないよう、まずはじっくりと生徒の話を聞き、生徒が話したくなるような雰囲気をつくる。
- ② 面談内容の記録
 生徒と面談をした内容は、必ず記録する。ただし、記録は面談後に行う。
- ③ 学年等での情報共有
 面談で知り得た生徒の情報については、必要に応じて、学年会などで共有する。
 特に深刻な問題は一人で抱え込まず、学年主任に相談する。

（2）三者面談（生徒・保護者・教師）について

留意すべき点は二者面談と同じだが、効果的な面談のために以下のことも留意する。

- ① 資料の準備
 あらかじめ調査用紙を配るなどして、生徒と保護者が聞きたい内容を把握し、資料を準備する。
- ② 雰囲気づくり
 保護者または生徒、あるいは担任が一方的に話することがないように注意する。担任は司会者のつもりで親子が自由に話せるような雰囲気をつくる。
- ③ 保護者への配慮
 子どものために時間を割いて来校する保護者に対して感謝の気持ちをもって接する。保護者の権威を失墜させる発言をすることがないように注意する。
- ④ 主任への報告
 学校への要望・意見・相談などは学年主任などへ報告する。

[目次に戻る](#)

第2章 教科指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、J、Pに対応しています。

教科指導は、学校における全ての教育活動の中でも、生徒に学ぶ楽しさや生涯にわたって生きて働く力を育むための中核となるものです。各教科等を通してどのような力を育むのか、そのためにどのような学習活動を仕組むのかといった、明確な目的と具体的で効果的な計画を立てて指導を行う必要があります。

1 学習指導要領

(1) 学習指導要領とは

「学習指導要領」は、全国のどの地域でも一定の水準の教育を受けられるようにするために、学校教育法等に基づき、文部科学大臣が各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたものである。

各学校では、これらに従いつつ、地域や学校の実態に応じて創意工夫を加えた教育課程を編成している。

(2) 学習指導要領改訂の基本的な考え方

平成30年の改訂は、次の三つの基本方針に基づき行われた。

- ① 子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視した平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ③ 道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(3) 育成を目指す資質・能力

今回の改訂では、「生きる力」がより具体化され、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力として三つの柱で整理されている。また、各教科等の目標及び内容も、この三つの柱で再整理され、「何のために学ぶのか」という各教科を学ぶ意義を共有しながら授業改善等がなされるようにしている。

資質・能力の三つの柱

- ① 「知識・技能」の習得
- ② 「思考力・判断力・表現力等」の育成
- ③ 「学びに向かう力・人間性等」の涵養

(4) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

生徒が学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める取組として「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」が求められている。

- 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげていく「主体的な学び」が実現できているか。
- 生徒同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

※ 「見方・考え方」とは、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方のこと。習得・活用・探究の過程の中で「見方・考え方を働かせる」（学習の対象となる物事を捉え思考する）ことにより、鍛えられていくものである。

なお、令和3年の中教審答申においては、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが示されている。

2 年間指導計画

各学校では、教育目標を具現化するために教育課程を編成し実施する。そこで、各教科等において、より組織的で計画的、効果的に指導し実践を積み重ねていくために、生徒や学校、地域等の実態を考慮しながら、年間指導計画を作成する必要がある。その際、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」「教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと」（カリキュラム・マネジメントの三つの側面）に努めなければならない。

(1) 指導計画作成のポイント

- 各教科担当者の共通理解のもと計画を作成する。
- 学校・学年・学級の教育目標、地域や生徒の実態を踏まえる。
- 学習指導要領を熟読し、各教科等の学年・分野（領域）ごとの目標を明確にする。
- 指導の時期や系統性を考えて年間の単元の配列や目標、指導事項、教材、配当時間等を適切に設定し、それに合わせた指導内容の精選と重点化を図る。
- PDCAサイクルによって、常に指導計画の改善を図る。

(2) 授業構想のポイント

① 育成する資質・能力の明確化

生徒の資質・能力は、発達段階に応じて系統的・発展的に身に付けさせていくべきものである。そこで、学習指導要領の指導事項との関連を確認し、単元や授業を通して身に付けさせたい資質・能力を明確にする必要がある。

② 入念な教材研究による指導内容の精選

教材研究とは、教材を最大限活用するための精選や検討、事前準備等のことである。様々な素材の中から、その教育的価値を見だし、学習者である生徒の実態を踏まえながら指導計画に位置付け、学習過程に組み込まなければならない。

<教材研究の視点>

- 学習指導要領の熟読
- 生徒の実態の把握
- 教科書の熟読
- 補助的に扱う教材の検討・工夫
- 日常の事象の教材化
- 教材の活用に関する検討（提示方法、順序、授業内での位置付け等）
- 授業実践後の振り返りなど

③ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

生徒に求められる資質・能力を育成するために、教師は学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていかななければならない。そこで、実態を踏まえて、生徒の学ぶ姿を具体的にイメージしながら、授業を構想する必要がある。

3 学習指導案の作成と活用

(1) 学習指導案を作成する意義

学習指導案は、指導の手順を論理的かつ具体的に示すものであり、授業者は、学習指導案を作成することにより、どのようなねらいで、どのような内容を、どのようにして生徒に学びとらせるのか、どのような評価をするのかといった、単元全体の指導観を明確にすることができる。

(2) 学習指導案の内容例

第○学年○組 ○○科学習指導案			日時	指導者氏名
1	単元名	…教科・内容等によっては、題材・教材・主題等を示す。		
2	単元観	…単元の価値や意義・内容構成・学習指導要領との関連を示す。		
3	生徒観	…単元を学習する際に関連する生徒の実態、レディネステストの結果等を示す。		
4	指導観	…指導の手立てを示す。		
5	単元の目標	…単元で目指す目標を記述する。「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に沿って示す。		
・			(知識及び技能)	
・			(思考力、判断力、表現力等)	
・			(学びに向かう力、人間性等)	

6 指導計画…単元の指導や評価の計画・時間配当及び本時の位置、前後の関連を明らかにする。

※評価の観点については、重点とする部分に、○評定に用いる評価、●学習改善につなげる評価を付す。

次	学習活動	評価の観点			教師の指導・支援
		知	思	態	
1					
2					
3					
…					

7 本時の学習指導

(1) 目標…本時の学習のねらいを、学習活動を通して到達すべき目標として具体化する。

(2) 展開…導入・展開・まとめの過程、学習活動、資料・教具、指導上の意図・留意点、時間配分等を示す。

学習活動	教師の指導・支援	評価方法等
○ 導入		
○ 展開		
○ まとめ		

(3) 評価…教師自らが計画や指導の在り方を見直すのに生かすべき貴重な情報である「指導と評価の一体化」の立場に立って示す。

評価基準		
A	B	C
		【手立て】

4 教師の関わり

授業を行う者として、「生徒が主体的に取り組む授業をしたい」「生徒が分かる授業をしたい」という考えをもつのは当然である。その実現のためには、授業構想を基にしながらも、目の前で学ぶ生徒の反応や学びの深まりの度合いを見取り、それに応じて教師の手立てを適宜修正したり加えたりしながら、授業を行う必要がある。授業の中で教師がどのように生徒に関わるかが、生徒の学びの質を大きく左右することになる。

(1) 生徒の学びの姿の見取り

教師は、授業をしながら生徒の学習状況を把握し、フィードバックを随時行っていく。生徒は主体的に考えているか、対話しながら自分の考えを深めているか、といった学びの姿の見取りを、つぶやきや表情、態度やノートへの記述などの反応を通して肌で感じながら授業を行い、生徒の理解度を無視した一方的な授業にならないように十分に注意する必要がある。

(2) 教師の指導の手立て

生徒に主体的な学習を促し、確かな学力を定着させるためには、生徒の実態に応じた様々な工夫や配慮が必要となる。

① 発問

生徒の主体的な学びを促すためには、効果的な発問の工夫が必要となる。教材研究を入念に行い、生徒が思考を豊かに拡充したり深化したりしながら、目指す資質・能力を身に付けるためのより効果的な発問を導き出す。生徒が疑問をもち解決に向

けて既習の知識等を総動員して思考していける発問、生徒が多様に考えることができるような発問、多様な考えを交換しながら自身の考えを広げ深めていくことができる発問など、しっかりと練り上げられた発問を提示する必要がある。発問の後には、個に応じて十分な「問（ま）」を取り、生徒が自分の考えをもつ時間を保障する配慮も必要である。

② 指名

一部の発言者だけで授業が進められたり、座席順等の機械的な指名になったりしないよう気を付けなければならない。発問の意味が伝わっているか、考える糸口がつかめているか、自分の考えをどのようにまとめているかなど、生徒一人一人の学びの様子をよく観察しながら指名することが大切である。発言の後には、発言内容を次の学びにつなげるなどして、生徒が「発言してよかった」という思いを抱けるような反応を返すことも大切である。

③ 板書

授業の要点を構造的にまとめたものが板書である。そのため、その場限りの無計画な板書では、十分な効果は望めない。そこで、入念な教材研究を十分に行い、発問や学習の流れ、要点をまとめて、板書計画を立てておく必要がある。その際、次のような点にも配慮する。

- 本時の学習内容が分かるようにする。
- 文字の大きさや量に気を付ける。
- 誤字、脱字、筆順の誤り等がないよう注意する。
- 生徒の発言の要点を板書に生かす。
- 色チョーク、囲み枠、図式化、簡略化などの工夫をし、視覚的印象を強める。
- 残すものと消すもの（ICTによる提示を含む）を区別する。
- 板書と連動したノートのとおり方と指示にも注意する。
- 生徒がノートに書き写し、学習を整理する時間を確保する。

④ 教材・教具

教材・教具を選定する際には、次のような点にも配慮する。

- 補助教材の選定と使用について承認または届出など所定の手続きを行う。
- 著作物にあたる教材を複製して使用する場合、著作権に十分配慮する。

<著作権法 第35条 第1項> 学校その他の教育機関における複製等

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

⑤ ICTの利活用

○ ICTの利活用の意義とその必要性

教科等の指導におけるICTの利活用の意義とその必要性については、学習指導要領総則において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と示されている。情報活用能力とは学習の基盤となる資質・能力であり、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育成する必要がある。これを確実に育んでいくためには、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で育成を図ることが重要であるとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが一層期待されるものである。

○ 学習場面に応じたICTの利活用

教科等におけるICTの利活用には、教師による利活用（学習指導の準備や評価等）と生徒による利活用（授業等）の2つが考えられる。

ICTを効果的に利活用した場面は、「一斉指導による学び（一斉学習）」、「子供たち一人一人の能力や特性に応じた学び（個別学習）」、「子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学び（協働学習）」の3つの大分類と10の小分類に分けられる。

大分類	小分類	内容
一斉学習	教師による教材の提示	画像の拡大提示や書き込みによる焦点化、音声・動画などの活用
個別学習	個に応じる学習	一人一人の習熟の程度などに応じた学習
	調査活動	インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録
	思考を深める学習	シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習
	表現・制作	マルチメディアを用いた資料や作品の制作
	家庭学習	学習者用端末の持ち帰りによる学習
協働学習	発表や話し合い	グループや学級全体での発表・話し合い
	協働での意見整理	複数の意見・考えの共有、整理
	協働制作	グループでの分担、協働による作品の制作
	学校の壁を越えた学習	遠隔地や海外の学校等との交流学习

なお、この表は、ICTを利活用した典型的な学習場面の例であるが、ICTを利活用した学習活動はこれらに限られるものではないことにも留意する必要がある。

また、GIGAスクール構想の推進により、県内の各学校では、生徒1人1台の端末と高速通信ネットワークの環境が整備され、端末の利活用が行われている。今後は、一層、生徒が主体的に端末を利活用する学習活動の充実を図る必要があり、上記の表のICTを効果的に利活用した場面と利活用の目的を明確にした利活用が求められる。

⑥ 学校図書館の利用

学校図書館は、生徒が主体的に情報を収集・選択・活用する能力を育成する「学習・情報センター」、学習への興味・関心を喚起し、好きな本を自由に読む機会を提供して創造力や豊かな心を育む「読書センター」としての機能をもっている。

生徒が授業の発展・補充として図書館を活用し、主体的に学習に取り組めるよう、以下の点に配慮して、適切な教材・教具・図書及び諸資料を活用する教育計画を立案することが必要である。

- 司書教諭や学校司書が連携し、学習に必要な図書を選定する。
- 図書に親しませるため、参考図書を紹介して活用を促したり、学級文庫を設置したり、朝の10分間読書を取り入れたり、教師が感動した本を紹介したりするなどして工夫する。
- 「情報活用能力の向上」の場として活用する。

(3) 生徒の実態に応じた指導

① 生徒の実態を把握する。

- 学習習慣や学習態度、家庭学習、基礎学力が身に付いているか。

＜実態把握の方法（例）＞

- ・ プレテスト、レディネステスト、学習到達テスト、小テスト、自己評価
- ・ 学習態度の観察と記録の蓄積 ・ 発問に対する応答やノートの点検
- ・ 前年度の担任からの引継ぎ

- 性格的・情緒的な面や対人関係、障害等によって学習や生活への困り感を感じていないか。

② 個に応じた指導方法・指導技術を適切に設定する。

- 授業には、個に応じた指導が盛り込まれているか。
- 知識偏重や教師主導型の学習展開になり過ぎていないか。

③ インクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を推進する。

- 通級による指導を含めた全ての学級において、生徒の十分な学びを確保する。
- 障害のある生徒などの指導の際、学習活動を行う場合に生じる困難さが異なることに留意し、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や方法を、各教科等において工夫する。

④ 机間指導等の中で一人一人の生徒の学習の進捗状況を的確につかみ、できたことを褒め、根気強く個別指導を継続するなど、きめ細かな指導や助言を行う。

⑤ 仲間の中で存在感・成就感をもたせる指導によって自己肯定感を高め、学習意欲を喚起する。

⑥ 小集団による対話や教え合い学習を取り入れ、生徒相互の教育力を生かす。

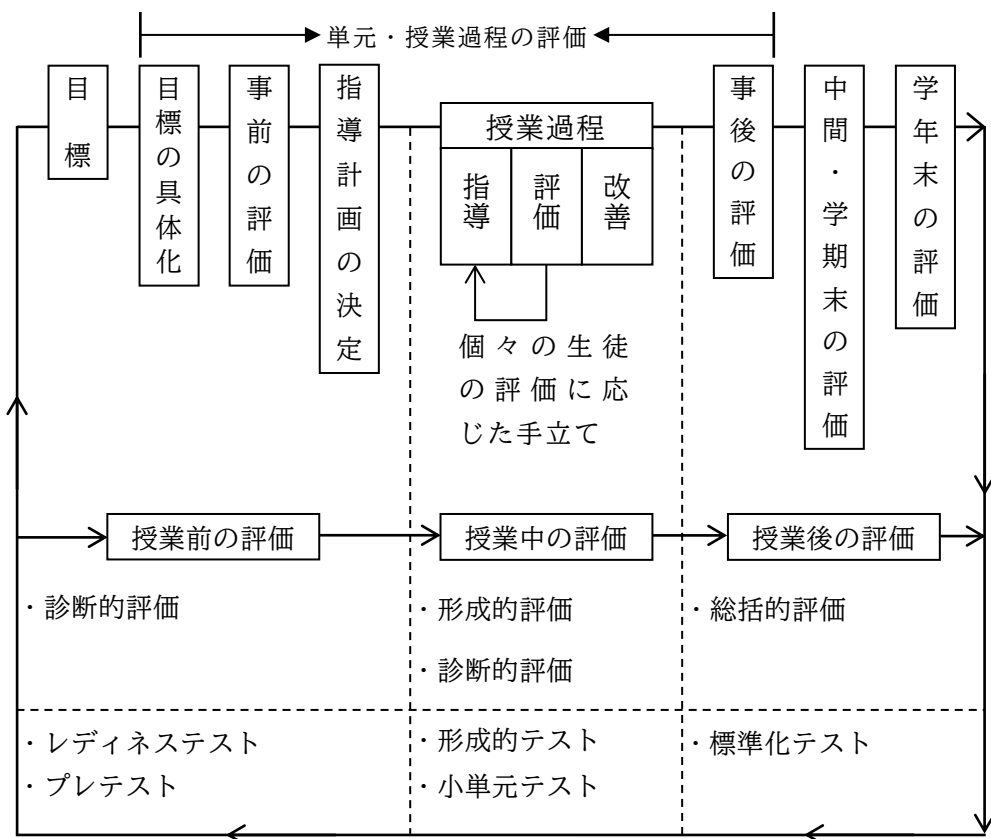
⑦ 保護者との信頼関係を大切にし、連携して指導にあたる。

5 評価

評価は、目標に準拠した評価、集団に準拠した評価、個人の達成度に準拠した評価に分類される。各教科等の評価は、学習指導要領に示されている目標に準拠した評価でなければならない。また、観点別に評価を行い、それらを総括的に評価したものが評定である。

<学習評価の手順>

- ① 評価規準の設定・・・「何を評価すべきか」
- ② 評価の方法や場面の検討・・・「どのような評価が適切か」
(例)
 - ・診断的評価 ・形成的評価 ・総括的評価
 - ・パフォーマンス評価 ・ポートフォリオ評価 など
- ③ 評価の具体の設定・・・「どの程度できれば『おおむね満足できる』状況といえるか」
- ④ 評価の活用・・・「評価の結果を次の学習や指導にどう生かすか」



6 研究授業

研究授業は、よりよい授業の在り方を協働的に研究するために行われる研修の一つとして公開して実施される授業のことである。授業者はもちろん参観者も、そこでの学びを基に自らの授業改善に生かしていくことができる。また、同教科の担当者同士だけでなく、教科を超えて学び合うことで、よりよい授業づくり、授業改善へとつなげることができる。

(1) 研究授業参観の主な視点

- 授業者の意図がどのように具体化されているか。
- 授業者の意図に対して生徒の反応はどうか。
- 生徒の学びが深まった場面はどこか。
- 生徒の学びを深めた教師の手立ては何であったか。
- 全員が学習に参加し、集団の中で一人一人の考えが生かされていたか。
- 配慮を必要とする生徒への支援や個に応じた指導は適切だったか。
- 評価の場面や方法は適切だったか。

(2) 授業研究会への参加

授業研究会は、授業者と参観者が、質の高い授業づくりを目指して共に学ぶ場である。生徒はどのように学んでいたか、教師はどのような手立てを行っていたか、その効果はあったかなど、思いや考えを様々に語り合い、授業力を磨き合うことが大切である。積極的に授業を見てもらったり交流をしたりすることを通して関係を深めながら、生徒のよりよい成長に向けて、共に学び続ける姿勢が実践的指導力の向上につながる。

参考資料

- ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料

(令和2年3月 国立教育政策研究所)

( <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryu.html>)



- ・「教育の情報化に関する手引―追補版―」(令和2年6月 文部科学省)

( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html)



- ・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)

( https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf)



[目次に戻る](#)

第3章 道德教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」H、I、Jに対応しています。

高等学校の道德教育については、小・中学校における道德教育を踏まえつつ、学校の教育活動全体を通して、答えが一つではない課題に誠実に向き合い、それらを自分のこととして捉え、他者と協働しながら自分の答えを見いだしていく態度の育成が求められています。人間としての在り方・生き方に関する教育を「公民科」や「特別活動」を中心としながら、学校の教育活動全体を通じて行う必要があります。

1 高等学校における道德教育の目標

道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為する発達段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道德性を養うことを目標とすること。

2 道德教育に関する配慮事項

道德教育の推進に当たっては、次のような配慮を行うことが必要である。

- 全体計画に基づき、校長の方針の下に、道德教育推進教師を中心に、全教師が協力して道德教育を行う。
- 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて指導する。
- 公民科に新たに必修科目として設けられた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」が掲げられている。その指導内容について十分理解する。

3 道德教育の重点的な指導事項

各学校の生徒の実態に応じて、次のような配慮をしながら指導する。

- 自立心や自律性を高め、規律ある生活をする。
- 生命を尊重する心を育てる。
- 社会連帯の自覚を高め、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養う。
- 義務を果たし責任を重んじる態度及び人権を尊重し、差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

- 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付ける。

[目次に戻る](#)

第4章 総合的な探究の時間

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」D、E、F、K、Nに対応しています。

「総合的な探究の時間」は、各学校が地域や学校、生徒の実態に応じて、創意工夫して行う教育活動です。探究的な学習の過程を活動の中心に据え、各教科等で育成する資質・能力と関連付けて探究課題の解決を目指しながら、実社会・実生活において活用できる汎用的な力を育成していきましょう。

1 総合的な探究の時間とは

「総合的な探究の時間」は、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育むために、各学校の教育目標に基づいて、生徒が自律的に探究できるように創意工夫を生かした特色ある教育活動である。また、既存の教科等の枠を超えた質の高い探究を実現する横断的・総合的な学習を行うための時間である。

2 総合的な探究の時間の充実に向けて

(1) 目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- ② 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- ③ 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

ア 上記の目標は、

- ① 知識・技能
- ② 思考力・判断力・表現力等
- ③ 学びに向かう力・人間性等

が示しており、育成したい資質・能力が学習指導要領の三つの柱で明確に定義されている。

イ 総合的な探究の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方

- 探究の見方・考え方を働かせる。
- 横断的・総合的な学習を行う。
- 自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく。

(2) 総合的な探究の時間の特質

① 探究が高度化し、自律的に行われること

探究が高度化するとは、

- 探究において目的と解決の方法に矛盾がない。
- 探究において適切に資質・能力を活用している。
- 焦点化し深く掘り下げて探究している。
- 幅広い可能性を視野に入れながら探究している。

探究が自律的に行われるとは、

- 自分にとって関わりが深い課題になる。
- 探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる。
- 得られた知見を生かして社会に参画しようとする。

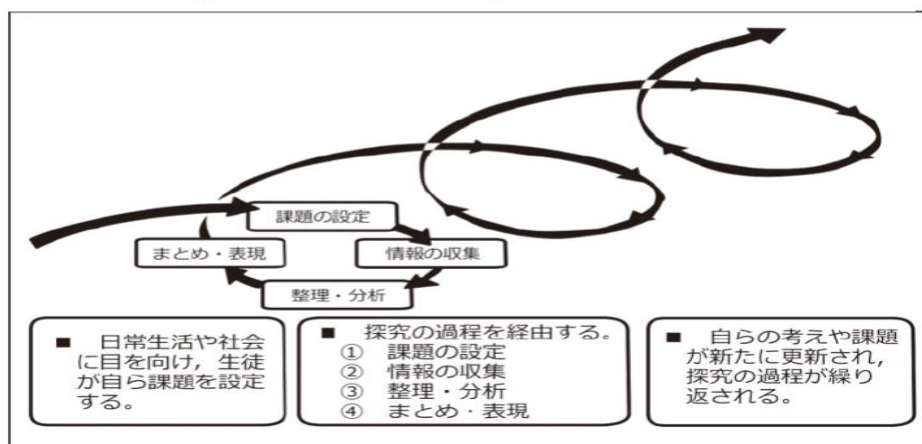
② 各教科・科目における探究との違いを踏まえること

- 横断的・総合的な内容で、実社会や実生活を踏まえた事象を対象にする。
- 複数の教科・科目等における見方・考え方を働かせて探究する。
- 探究の活動において、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視する。

(3) 「探究」のプロセス

生徒は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などをまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、更なる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく。要するに「探究的な学習」とは、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みのことであり、次の図のように「①課題の設定」→「②情報の収集」→「③整理・分析」→「④まとめ・表現」というサイクルを通して、学習者の思考力・判断力・表現力等が螺旋的に高まる学習のことである。特に、課題の設定を丁寧に指導することが重要である。

探究における生徒の学習の姿



(4) 内容

「目標を実現するにふさわしい探究課題」と「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める。

- ① 「目標を実現するにふさわしい探究課題」とは、目標の実現に向けて学校として設定する、生徒が探究に取り組むための学習対象である。

例えば

- 自然環境とそこに起きているグローバルな環境問題
- 地域の伝統や文化とその継承に取り組む人々や組織
- 生命の尊厳と医療や介護の現実
- 職業の選択と社会的貢献及び自己実現 等

- ② 「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を、それぞれの探究課題に即して具体的に示したもので、生徒が探究課題を探究する中で、育成される資質・能力のことであり、目標に示されている三つの柱に即して設定する。

この①、②については、生徒が「どのような対象と関わり探究を行うのか」を表したものが探究課題であり、各探究課題との関わりを通して、具体的に「探究を通してどのような生徒の姿を実現するのか」を明らかにしたものが具体的な資質・能力と考える。

(5) 指導上の配慮事項

- 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
- 探究課題の解決を通して育成をめざす具体的な資質・能力の一つである「学びに向かう力、人間性等」については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえた学習を行い、これらの視点を生徒が自覚し内省的に捉えられるように配慮すること。
- 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析して、まとめたり表現したりする等の学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付ける等の考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
- 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワーク等を適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する等の学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
- 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動等の社会体験、ものづくり、生産活動等の体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論等の学習活動を積極的に取り入れること。

- 体験活動については、総合的な探究の時間の目標や、各学校の目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。
- 職業や自己の進路に関する学習を行う際は、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考える等の学習活動が行われるようにすること。

(6) 全体計画

各学校においては、地域や学校、生徒の実態や特性を踏まえ、その学校の教育目標と直接つなげ、各教科・科目等の全教育活動との関連のもとで、全体計画及び年間指導計画を作成する必要がある。

全体計画に盛り込むべきものは次の三つである。

- 必須の要件として記すもの
 - ア 各学校における教育目標
 - イ 各学校において定める目標
 - ウ 各学校において定める内容（前述（4）に記載の①、②）
- 基本的な内容や方針等を概括的に示すもの
 - ア 学習活動
 - イ 指導方法
 - ウ 指導体制（環境整備、外部との連携を含む）
 - エ 学習の評価
- その他、各学校が全体計画を示す上で必要と考えるもの
 - 例えば、
 - ア 年度の重点目標、生徒や地域の実態、学校や課程（学科）の実態、保護者の願い等
 - イ 各教科、科目等との関連、地域や大学との連携、小学校・中学校との連携、高等学校間との連携等

(7) 評価

総合的な探究の時間の評価については、各学校において目標や内容を設定し、それに従って評価の観点を適切に定め、それらの観点のうち生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。その際、具体的な生徒の姿を見取るために適した評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが欠かせない。特に、評価は年間や単元等内容や時間のまとまりを見通しながら工夫し、信頼される評価の方法であること、多様な評価の方法であること、学習状況の過程を評価する方法であることが重要である。

次に、評価方法の例を示す。これらを適切に組み合わせることで生徒の成長を多面的に捉えることができ、その成果物から生徒がどのように探究の過程を通して学んだかを見取ることが大事である。

- プレゼンテーションやポスター発表、総合芸術などの表現による評価
- 討論や質疑の様子などの言語活動の記録による評価
- 学習や活動の状況などの観察記録による評価
- 論文、レポート、ワークシート、ノートなどの制作物による評価
- 学習活動の過程や成果などの記録や作品などを計画的に集積したポートフォリオによる評価
- 課題設定や課題解決能力をみるような記述テストの結果による評価
- 評価カードや学習記録などによる生徒の自己評価や相互評価
- 保護者や地域の人々などによる第三者評価

参考資料

- ・「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総合的な探究の時間編」
（ https://www.mext.go.jp/content/1407196_21_1_1_2.pdf）
- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校
総合的な探究の時間」
（ https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_sougou.pdf）



[目次に戻る](#)

第5章 特別活動

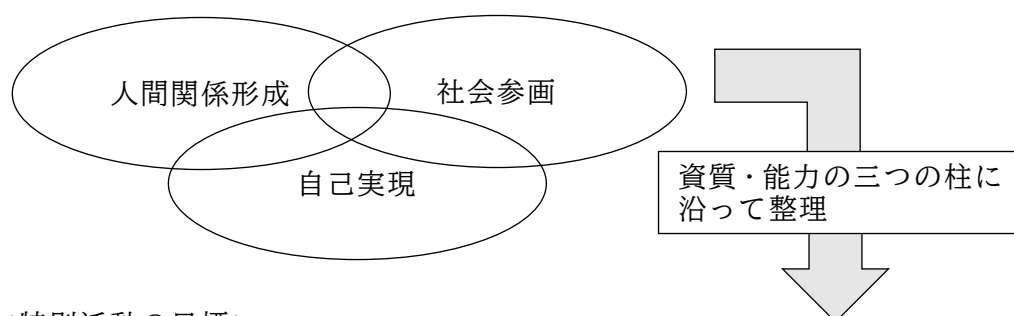
この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」E、K、Nに対応しています。

生徒が、これからの複雑で変化の激しい社会をたくましく生き抜くには、多様な他者と協働して創造的に課題を解決する力や、希望や目標をもって生きる態度を身に付けることが重要です。そのような力は、学校の教育活動全体を通して育成されるものですが、特に、特別活動は、学校における様々な集団活動や体験的な活動を通して、生徒の人間形成を図ることを特質としており、極めて大きな役割を担うものです。

生徒は、多様な他者と関わり合う一つの社会である学校において、特別活動を通して学校における生活の向上に努め、よりよく生きようとすることを学びます。生徒が、将来にわたり、集団や社会の形成者としてよりよく行動できるよう特別活動についての理解を深めましょう。

1 特別活動の視点と目標

<特別活動の視点> 学習指導要領では、特別活動における視点を次の三つに整理した。



<特別活動の目標>

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

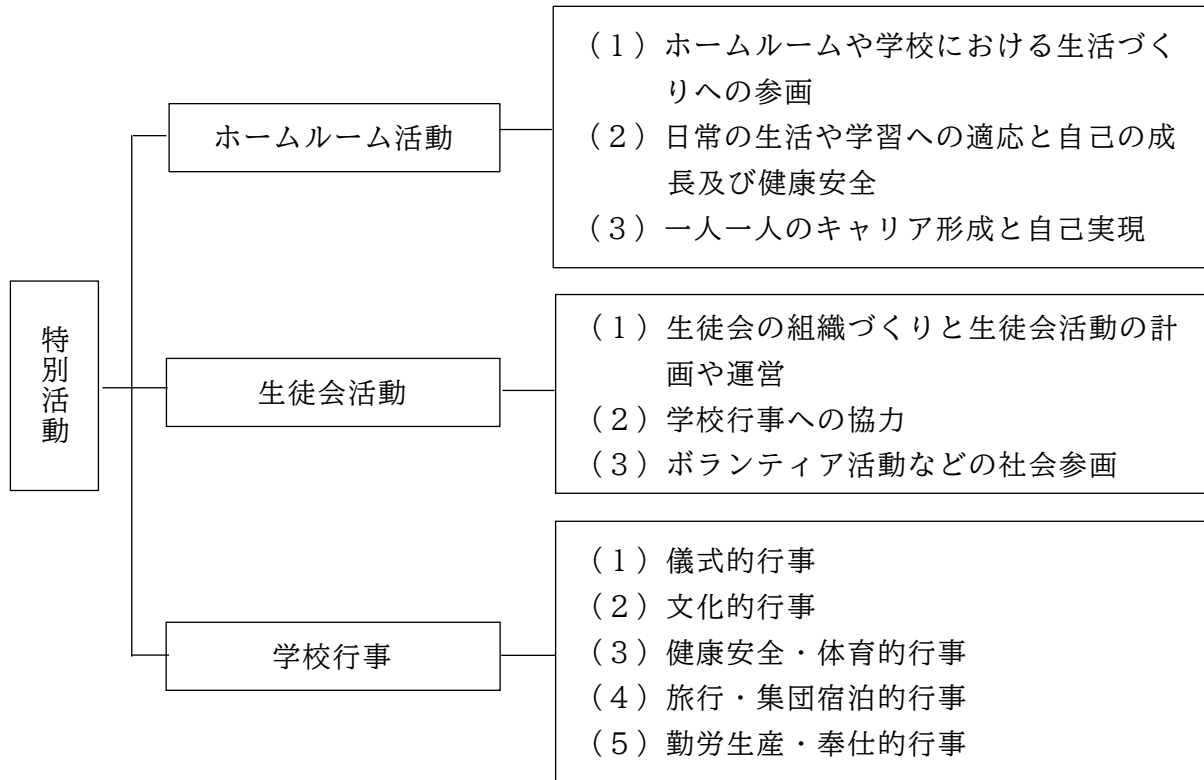
知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

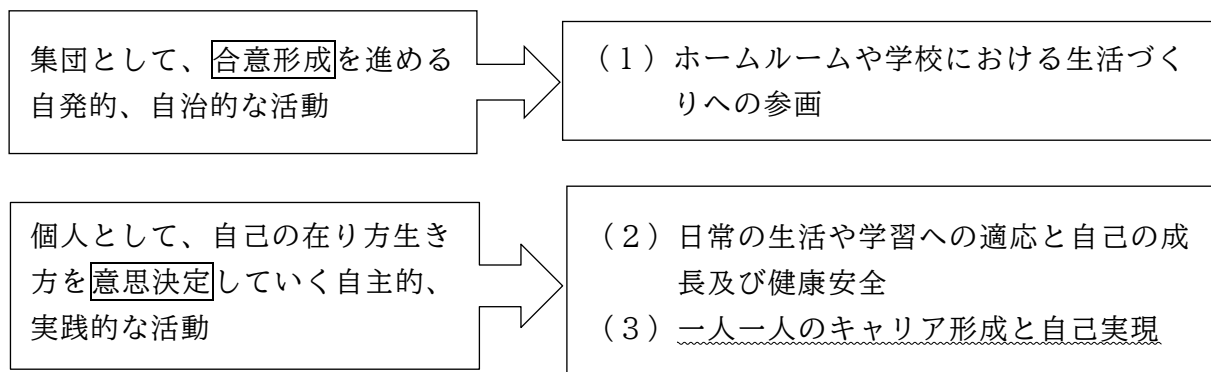
2 特別活動の構成と内容

特別活動は「二つの活動」と「学校行事」で構成されている。それぞれの目標と内容については学習指導要領解説で詳細を理解すること。



3 ホームルーム活動

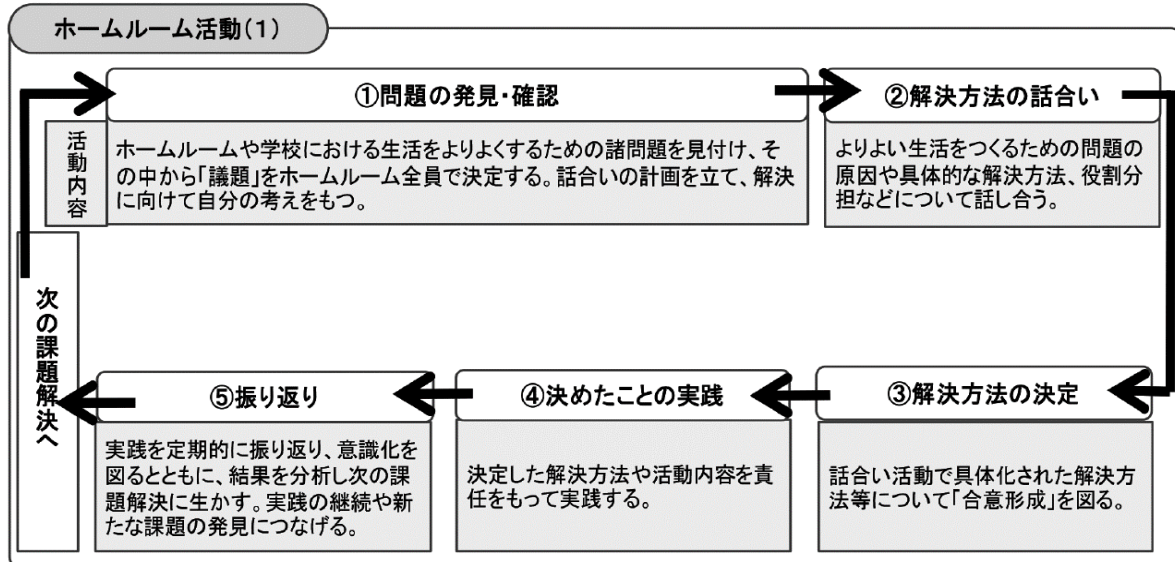
ホームルーム活動は、共に生活や学習に取り組む生徒で構成される集団である「ホームルーム」において行われる活動である。ホームルーム生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことを協働して実践することである。また、個々の生徒が当面する様々な課題等について自己を深く見つめ、意思決定をして実践することで、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。



※特別活動はキャリア教育の要の時間

(1)(2)(3)の内容について、「問題の発見・確認」「解決方法の話合い」「解決方法の決定」「決めたことの実践」「振り返り」という活動のプロセスを経て、生徒が目標にあげる資質・能力を獲得できるように指導を工夫することが重要である。

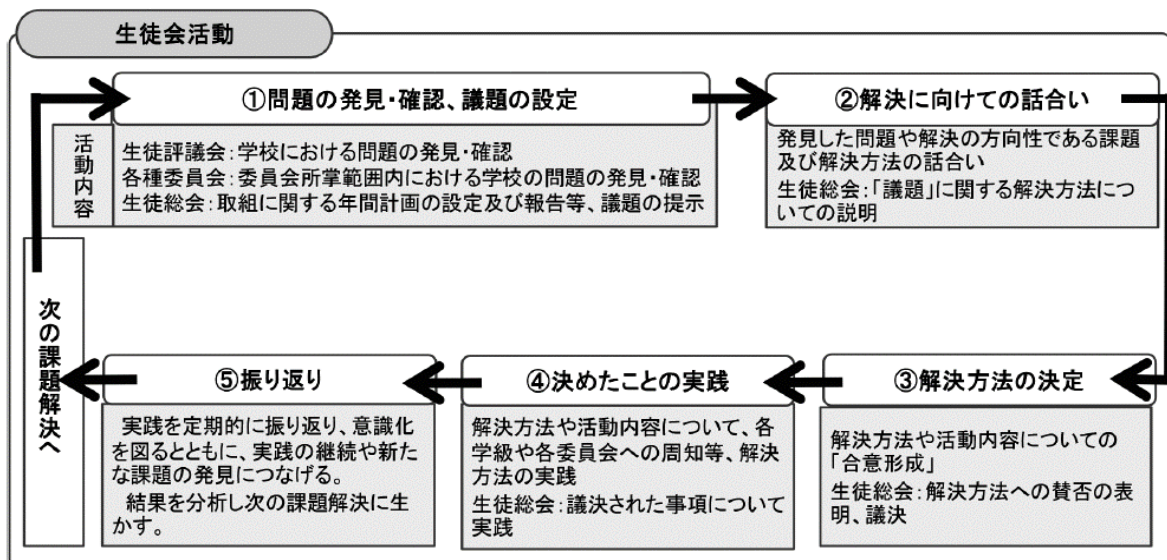
<ホームルーム活動(1)における学習過程(例)>



4 生徒会活動

生徒会活動は、全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。生徒会活動は学年、ホームルームを越えて全ての生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の生徒同士でよりよく交流したり、協働して目標の実現を図ったりする活動である。

<生徒会活動における学習過程(例)>



5 学校行事

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、一連の過程を通して、学校行事の意義を十分に理解した上で、教師の適切な指導により、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。

6 指導に当たる教師が留意すべき点

特別活動の教育的な成果は、指導に当たる教師の姿勢に影響されるところが大きい。下記のような点に留意しながら、特別活動を指導したい。

- 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であること
- 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であること
- 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であること
- 教師の教育的な見識と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があること
- 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導すること
- 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めること

7 特別活動における評価

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲等を積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点が重要である。評価を通して教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。

参考資料

- ・「学校文化を創る 特別活動 ホームルーム活動のすすめ」
( https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/tokkatsu_hig_h3008-col.pdf)
- ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 高等学校
特別活動」

( https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_tokubetsuk.pdf)



第6章 特別支援教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」〇に対応しています。

我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、通常の学級にも、障害のある生徒をはじめ、特別な支援を必要とする生徒が在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠です。

「学習指導要領解説 各教科編」や文部科学省作成の「障害のある子供の教育支援の手引」などを参考にしながら、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。まずは、校内支援体制を整え、学校全体で支援を行うことが大切です。その際、必要に応じて近隣の特別支援学校との連携を深め、その助言又は援助を活用しつつ、指導内容や指導方法の工夫を計画的かつ組織的に行うことが重要です。

1 特別支援教育とは

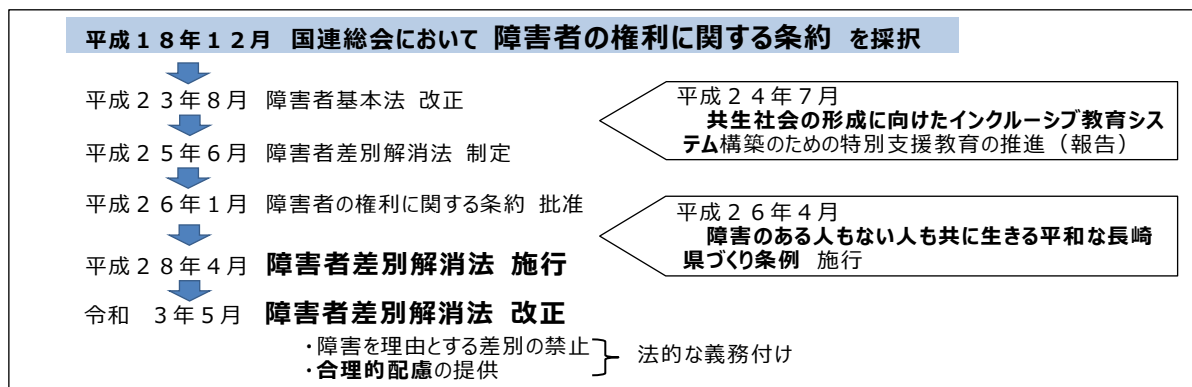
「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

2 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

(1) 共生社会の形成に向けて

平成26年4月に本県では、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」が施行された。この条例は、障害のあるなしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる共生社会の実現を目指している。

また、平成28年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、令和3年5月に改正された。この法律により、「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮」の提供が義務付けられることになった。



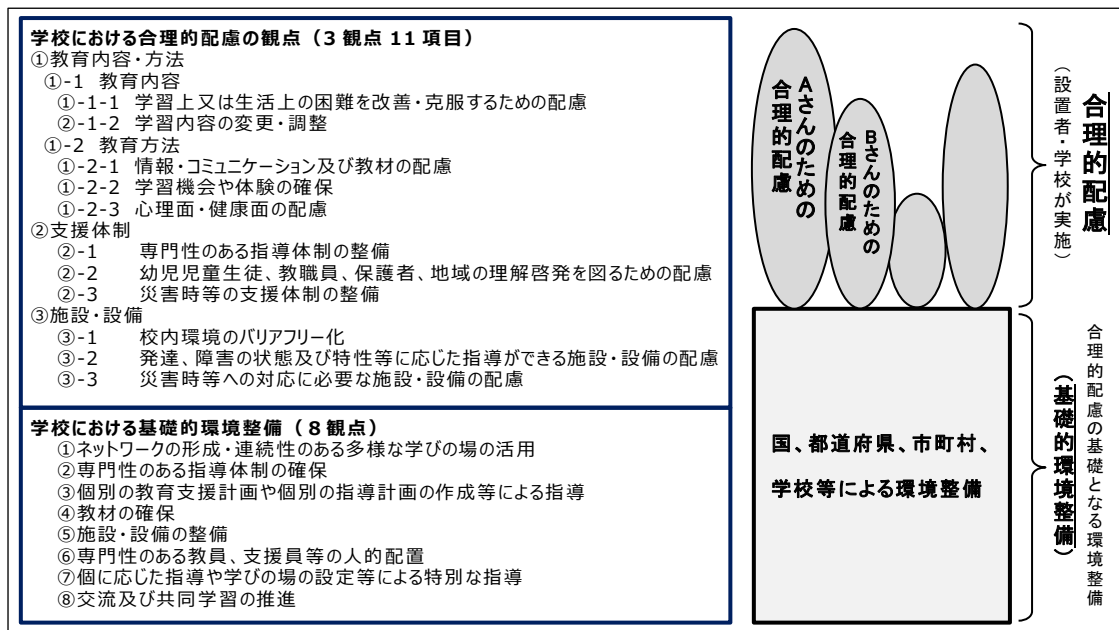
(2) 合理的配慮とその基礎となる環境整備（基礎的環境整備）

① 合理的配慮とは

障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

② 基礎的環境整備とは

障害のある生徒に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行うことである。

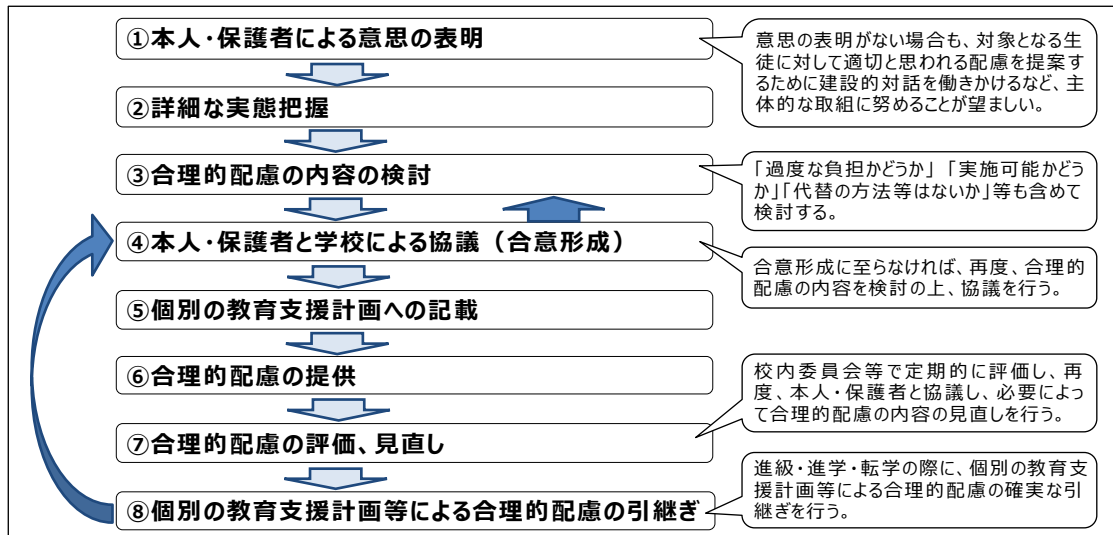


「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の関係

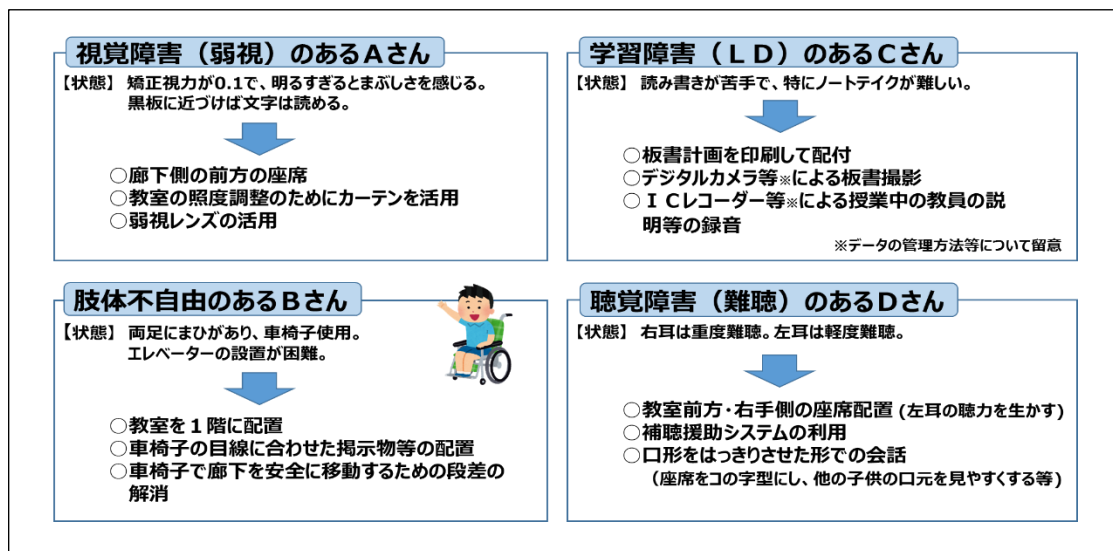
「平成27年度特別支援教育担当者会議」文部科学省

③ 合理的配慮の決定方法及び見直し

- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定される。
- 合理的配慮の検討の前提として、各学校の設置者及び学校は、当該生徒の実態把握（興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等）を行う必要がある。
- 合理的配慮を決定するに当たっては、各学校の設置者及び学校と当該生徒及び保護者により、個別的教育支援計画を作成する中で、発達の段階や合理的配慮の観点を踏まえ決定し、提供されることが望まれる。
- 合理的配慮の内容は個別的教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用されることが望まれる。
- 合理的配慮の決定後も、生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直すことが重要である。定期的に教育相談や個別的教育支援計画に基づく関係者による会議等を行う中で、必要に応じて合理的配慮を見直していくことが適当である。



合理的配慮の提供の基本的な流れ



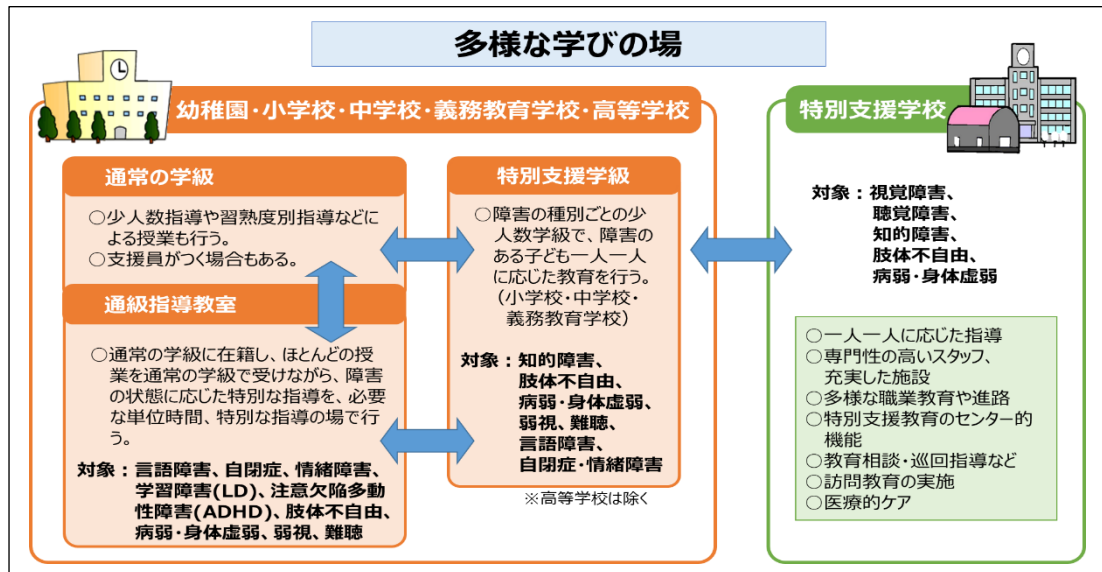
学校における「合理的配慮」の例

「平成27年度特別支援教育担当者会議」 文部科学省

3 特別支援教育の推進

（1）多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を行うことが重要である。そのため、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級（高等学校は除く）、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」がある。



パンフレット「特別支援教育」 文部科学省（一部改変）

① 通常学級

通常学級にも、障害のある生徒をはじめ、教育上特別の支援を必要とする生徒が在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。

- 具体的な指導については、「学習指導要領解説」の各教科に記載されている「指導計画作成上の配慮事項」のほか、文部科学省作成の「障害のある子供の教育支援の手引」等を参照する。
- 学級内において、温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

② 通級指導教室

通級指導教室では、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の指導を通常学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を行っている。

- 対象は、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。
- 本県の県立高等学校においては、当分の間、「自校通級」を基本としている。
- 特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。
- 指導に当たっては、生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

③ 特別支援学級

「特別支援学級」は、学校教育法第81条第2項の規定により、小学校・中学校・義務教育学校に特別に設置された学級である。また、小学校・中学校・義務教育学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校・中学校・義務教育学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

- 対象は、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者、情緒障害者で、特別支援学級において教育を行うことが適当である児童生徒である。
- 児童生徒の障害の状態や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなど、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができる。
- 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、自立活動の指導を行う。

④ 特別支援学校

「特別支援学校」とは、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度等を育成することを目的とした学校である。

- 対象は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である。
- 特別支援学校の教育課程は、幼稚園と同様の領域、小・中学校等及び高等学校と同様の各教科等に加えて、幼児児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指して自立活動の領域を設定するとともに、種々の特例によって、実態に応じて弾力的に編成している。
- 自立活動の指導では、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導を展開している。
- 病気や重い障害により、家庭や寄宿舎から通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒は、家庭や施設、医療機関などに教員を派遣して教育を行う「訪問教育」を受けることができる。

(2) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用

障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努める。

また、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。担任はもちろん、同学年や教科担当者等、全ての教師が個々の生徒に対する配慮等の基本方針や内容・方法等について共通理解すると

ともに、教師間の連携に努める必要がある。

特に、通級による指導を受ける生徒（小・中学校においては特別支援学級の児童生徒も含む）については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。

「個別の教育支援計画」とは

→ 保護者を含め、教育、医療、保健・福祉、労働等の関係者が、生徒の実態や教育的支援の目標・内容等の情報を共有化し、関係者の役割分担等の計画を作成することにより、適切な支援を目指すためのもの

「個別の指導計画」とは

→ 学校において、生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個々の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
いつ	在校中	在校中
だれが	学校が、家庭、教育、医療、福祉、労働等の関係機関と連携して	学校が
何のために	長期的な視点に立って、一貫した支援を行うために	学校で、障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行うために
どうする	保護者の承諾を得て、作成し、効果的に活用する	作成し、効果的に活用する

（３）校内支援体制の活用

各学校においては、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の支援体制を充実させることが重要である。また、近隣の特別支援学校との連携を深め、専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

そのような校内支援体制を活用し、障害のある生徒などの指導について一人で抱え込むのではなく、教師間の連携を図りながら、よりよい指導・支援を行っていくことが大切である。

参考資料

<全体>

- ・「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）


 ( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)

<合理的配慮>

- ・「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」
 （国立特別支援教育総合研究所ホームページ）
 ( <http://inclusive.nise.go.jp/>)

<多様な学びの場>

- ・「明るく元気に生き生きと」（長崎県教育委員会）


 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/tokubetsu/shiryou-tokubetsu/rikaikeihatsu/>)
- ・「通級による指導及び特別支援学級教育課程編成の手引（小・中学校用）」
- ・「県立高等学校における通級による指導の手引き 基礎編、事例・Q&A編」
 （長崎県教育委員会）

<個別の教育支援計画、個別の指導計画>

- ・『個別の教育支援計画』の作成Q&A
 ～通常の学級に在籍する児童生徒のために～
- ・『個別の教育支援計画』の作成Q&A
 ～特別支援学級に在籍する児童生徒のために～
 （長崎県教育委員会）

- ( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakko-kyoiku/center_tkubetushien/center_sien_shiryou/653861.html)



[目次に戻る](#)

第7章 生徒指導

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」K、L、M、Nに対応しています。

生徒指導とは、学校が教育目標を達成するための重要な機能の一つで、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言えます。そして、学校の教育活動全体を通じ、管理職のリーダーシップのもと、全教職員がそれぞれの役割を担い、全校体制で組織的に行うものです。このような趣旨を理解し、適切に指導しましょう。

1 生徒指導の考え方

(1) 生徒指導の定義

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

(2) 生徒指導の目的

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

「生徒指導提要（令和4年12月 文部科学省）」

(3) 生徒指導の充実（三つの機能）

「学習指導要領解説総則編」には「生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図る」とある。

この自己指導能力を育成するために、あらゆる教育活動の場において、次の「生徒指導の三つの機能」を生かすことが必要である。

<生徒指導の三つの機能の内容と指導例>

三つの機能	学級活動の場面	授業の場面	学校生活の場面
生徒に自己決定の場を与えること	学校や家庭でのよりよい生活や学習の在り方について、その方法や内容などのアイデアについて情報交換をし合い、自分に合った具体的な実践課題を決め、努力し改善が図られるようにする。	自ら課題を見付け、それを追究し、自ら考え、判断し、表現する。	宿泊研修や班別行動等で、きまりを自分たちで決め、自らの行動に責任をもたせる。

生徒に自己存在感を与えること	一人一人の生徒が、学級のよりよい生活づくりに貢献できるよう、係活動や学級組織の中で、自分のよさや得意なことを生かして活動できるようにする。	生徒一人一人に学ぶ楽しさや成就感を味わわせる。	一人一人の生徒が得意なことを発揮して活躍する場を設ける。
共感的人間関係を育成すること	学級として取り組むこと、自分に取り組みたい目標、内容などを決める際や実際の活動場面やその振り返りの際に、互いのよさを認め合い相互の信頼を高め合えるようにする。	お互いに認め合い、学び合う場面を設定する。	一人一人の生徒がとった行動を学級全員が共感的に認め合う風土をつくる。

(4) 生徒指導の基礎

① 生徒理解の深化を図る

- 学級担任の日頃の人間的な触れ合いに基づく観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任等を含めて、広い視野からの生徒理解を行う。
- 日頃から生徒一人一人の言葉に耳を傾け、その気持ちを敏感に感じ取る姿勢をもつ。

② 教師と生徒との信頼関係を築く

- 日頃から人間的な触れ合いと生徒と共に歩む姿勢をもつ。
- 生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対して毅然とした指導を行う。

③ 望ましい人間関係づくりと集団指導・個別指導を適切に行う

- 教科指導や学校生活のあらゆる場面で実施する。
- 個人を集団から離して指導することが効果的なこともあれば、集団の働きを生かしながら、その人間関係の中で指導することが効果的な場合もあるので、個人や集団の状態に応じて適切に指導する。

④ 学校全体で生徒指導を進める

- 学校経営方針のもと、学級経営の中に生徒指導の視点を明確に位置付け、それに基づいた指導を行うことが大切である。

⑤ 家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を密にする

- 連携・協働を密にし、広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」を推進する。
- 学校だよりや学級・学年通信、PTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深める。
- コミュニティー・スクールや地域学校協働活動を通して地域全体で生徒の学びや発達を支える。

2 教育相談の基礎・基本

(1) 教育相談

① 教育相談とは

個人のもつ悩みや困難の解決を支援することによって、生徒を生活に適応させ、人格の成長への支援を図ろうとするものである。また、教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられるものであり、その中心的役割を担うものである。

② 教育相談の方法

教育相談の内容は、生徒の性格・行動・交友関係・家庭生活・集団への関わり方などについての問題解決やよりよい生き方の支援に至るまで多岐にわたる。個別の会話、面談や言葉掛け等がある。

(2) ガイダンスとカウンセリング

生徒の発達の特長や教育活動の特長を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

① ガイダンスの機能の充実

- 全ての生徒が学校や学級の生活に適応し、豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにする。
- 学級活動など学校生活への適応の方法、好ましい人間関係の築き方、学業や進路等における選択など主体的な活動に関して適切な指導・援助を与えることによって、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てる。

② カウンセリングマインド

生徒が明るく伸びやかに生活できるように、愛情をもって接する姿勢や態度である。次のことが大切である。

- 相手の話に耳を傾け、相づちをうちながら真剣に聴く。＜傾聴＞
- 相手の立場や気持ちになって、相手の訴えを肯定的に受け止める。＜受容＞
- 相手の思いをあたかも自分のことのように感じとる。＜共感＞

(3) 保護者との信頼関係づくり

学校と保護者が連携・協働して生徒を育てるためには、お互いに信頼関係を築くことが重要である。以下に信頼関係を築くためのポイントを示す。

① 教師の基本的な姿勢

- 保護者の多様な考えや教育観を理解しようとする。
- 保護者のこれまでの養育・努力を認めながら、考えや思いを傾聴し共感する。
- 生徒の課題のある行動に対し、具体的に助言しながら、保護者が主体的に取り組めるように支援する。
- 学校と保護者が共に情報交換しながら、協力し合って生徒を見守る。

- 組織的に対応するため、一人で抱え込むことなく、管理職等に迅速に報告する。
- ② 保護者との関わりの基本
 - 電話や手紙のやり取りだけでなく、必要であれば面談等で直接会って、保護者の思いを十分に聞きながら学校の考えや真意を伝える。
 - 解決に向かう具体策を丁寧に伝える。学校での取組や生徒の変容については適宜連絡し、保護者との情報交換を行うとともに今後の方向性について共通理解を図る。
- ③ 保護者と教師との見解が異なる場合の留意事項
 - 改めて生徒をよく理解しようとし、よいところを伝えたり、声を掛けたりする。
 - 生徒と教師のよい関係が、保護者の信頼を得ることを理解する。

3 いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への具体的対応

(1) いじめ

① いじめの定義

「いじめの定義」は次のようになり、いじめの件数は「発生件数から認知件数」に変更になっている。

<いじめ防止対策推進法 第2条>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② 教師としての基本的な考え方

- 学校の教育活動全般を通じて、全ての生徒にいじめは決して許されないという姿勢を示すことが大切である。
- 「いじめの判断は、いじめられた生徒の立場に立って行う」という認識をもち、いじめられている生徒を全力でいじめから守る（心身の安全を保障・確保する）ことを基本姿勢とし、校内で組織的に対応する。
- どんな学校でも、どんな学年でも、いじめは起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるため、関係者が一体となって継続的に取り組む。

③ いじめの未然防止の取組

- 心の通じ合うコミュニケーション能力の育成、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 生徒が傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合う人間関係・学校風土をつくる。

④ いじめの対応のポイント

- いじめの発見

本人やその保護者からの訴え、担任の観察や面談、アンケートなどによりいじめの兆候をいち早く発見し、早期に対応を図る。

○ 報告・検討・体制づくり

いじめを発見したら、学年主任、生徒指導主事、管理職等に報告し、学校全体で今後の対応について検討する。

○ 情報収集・事実の確認

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、周りの生徒から聞き取り調査を行う。ただし情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導等を行う。

○ 具体的な対応・指導

＜いじめられている生徒に対して＞

- ・これまでの苦しみを受容するとともに、全力でいじめから守ることを約束するなど、心身の安全を保障・確保する。
- ・事実関係を聞き、今後の対応と一緒に考えていく。
- ・必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了解を得る。

＜いじめている生徒に対して＞

- ・いじめられている生徒は大きな苦しみや悩み・不安を感じていることを相手の立場に立って考えさせ、反省して謝るように導き、謝罪の場を設定する。
- ・いじめている生徒の本心からの反省がないうちに、形式的に謝罪の場を設定することはかえって混乱を招くことがあるので慎重に対応する。
- ・いじめている生徒についても、何らかの課題を抱えている場合が多いので、その背景について把握するように努める。
- ・いじめている生徒の保護者への報告は不可欠であり、保護者としての相手への謝罪、当該生徒への指導等、解決に向けて連携を進める。

＜周りの生徒に対して＞

- ・いじめを受けている生徒の気持ちを理解させるとともに、いじめへの同調や傍観はいじめ行為と同じであることや、いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、保護者や教師、友人など周囲の人に知らせる勇気をもたせることも必要である。

＜保護者に対して＞

- ・保護者へ連絡するとともに、必要に応じて管理職の指示のもと関係機関に連絡し、協力と援助を求める。

⑤ 長期的な対応・指導

○ 対応・指導の後も、いじめられていた生徒・いじめていた生徒には、定期的に面談を実施し、再発防止に努めていく。

○ 「いじめが解消している状態」とは、「いじめ行為がやんでいる状態が少なくとも3か月継続」「被害者が心身の苦痛を受けていない」という二つの条件を満たすことである。

(2) 不登校

① 不登校の定義

不登校は「年間30日以上登校しなかった（連続したものであるか否かを問わない）児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルス感染回避」によるものを除く）をいいます。

② 教師としての基本的な考え方

不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断しないで対応する。

- 不登校は増加傾向にあり、喫緊の課題である。
- 不登校は誰にでも起こり得ることである。
- 長期に不登校になっている生徒の学校以外の場での学習支援が必要である。

③ 不登校の予防（未然防止の取組）

- 魅力ある学級・学校づくりを行う。
- いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学級・学校づくりを行う。
- 生徒の学習状況に応じた指導・配慮を行う。
- 保護者・地域住民等との連携・協働体制を築く。
- 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりを意識する。

④ 不登校の対応のポイント

不登校生徒に対する支援の最終目標は「将来の社会的自立」を目指すことである。そのために学校が果たすポイントは次のとおりである。

<アセスメント（見立て）>

- ・情報を収集し、生徒の状態や周囲の環境について見立てを行い、「不登校となった要因」を的確に把握する。

<学校での組織的な取組>

- ・解決に向けた指導計画を速やかに作成する。
- ・対応は学級担任一人で行うのではなく、組織的に行う。複数の教職員、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等によるチームでの支援を行う。

<家庭との緊密な連携>

- ・電話連絡や家庭訪問は、保護者や本人の気持ちを汲み取り、慎重な配慮のもとに行う。
- ・学校での情報等はできるだけ伝えるようにする。ただし、本人の状況によっては、過度な訪問や連絡は心理的負担になる場合もあるので、保護者とよく話し合い、ニーズを的確につかんで対応する。

<関係機関等との連携>

- ・SC、SSW、社会福祉士、医療関係等による支援、学習指導、家庭への支援などの多様な対応が必要であり、関係機関等と適切に連携を図る。

(3) 関係機関と連携した対応

- 予防的対策とともに、発生時にいかに迅速に対処するかが解決のポイントとなる。
日頃から生徒指導・教育相談体制を整備して、問題発生時の対応策を校内で共通理解しておく。
- 学級担任等が一人で問題を抱え込むことがないように、教師間の連携を行いながら問題解決を図るようにし、問題によっては、関係機関との連携を検討する。
「学校と関係機関との連携マニュアル」（平成29年7月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 継続的な支援を要する生徒については、SC等と連携して、生徒の成長と発達を支援するという視点からのアセスメントを行った上で、進学先や転学先に引き継いでいくようにする。
「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（令和6年2月 長崎県教育委員会）を参照する。
- 地域にある関係機関のもつ機能について、日頃から理解を深める。

<長崎県内の主な相談機関>

相談窓口	相談内容	電話番号等	相談時間
24時間子供SOSダイヤル	いじめや友達のこと、学校のこと、子供や家族のことなどでの悩み	0120-0-78310	24時間（毎日）
メール相談窓口	いじめ、不登校、友人関係、学業などの悩み	メールアドレス soudan@news.ed.jp	24時間 メール相談に対する返信は 平日9時～17時30分
SNS相談窓口「スクールネット@伝えんば長崎」	いじめ、不登校、家庭、友人関係、進路、教職員関係などでの悩み LINEまたはWebで相談	URL https://r.qrqrq.com/jFKfLmdq	24時間
長崎県子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)	不登校、ひきこもり、ニート等社会生活を円滑に営む上での悩み	095-824-6325	月～水、金、土曜日 10時～18時 電話相談は22時まで 但し、土曜日は18時まで（祝日・年末年始を除く）

児童相談所全国共通ダイヤル	虐待 虐待の疑い	189 (いちはやく)	24時間 (年中無休)
子ども・家庭110番	子育てや子供に関わる こと全般	095-844-1117	9時から20時 (祝日・年末年始を除く)

ヤングテレホン	少年非行・被害に関すること全般	0120-786-714	9時から17時45分 (土・日・祝日を除く)
子どもの人権110番	いじめ、体罰、不登校、虐待等子供をめぐる人権問題	0120-007-110	8時30分から17時15分 (月曜から金曜)
長崎いのちの電話	誰にも相談することができない悩み	095-842-4343	9時から22時 毎月第1・3土曜は9時から翌9時

4 SNS等のインターネットサービスの利用に関する問題

(1) 把握すべき児童生徒の実態

[「青少年のインターネット利用環境実態調査」\(こども家庭庁\)](#)に様々な利用実態が記されている。

(2) インターネットサービス利用に伴う問題点とその対応

前出の利用実態から、以下のような問題点が考えられる。

① 動画配信サービス・ゲームコンテンツの利用

近年では、インターネット上の動画配信サービスやゲームコンテンツが多様化している。無償で利用でき、かつ、生徒にとって魅力的な内容のことが多い。よって、無線LAN環境などの通信手段が確保できれば、これらのサービスを制限なく利用できるため、一日の多くの時間を消費してしまう傾向が見られる。その結果、依存症に陥って健康を害したり、学業に悪影響を及ぼしたりすることがある。

また、夢中になるあまり、ゲーム中のアイテムやキャラクターなどへの多額課金、他人のユーザ情報を用いた不正アクセスなどのトラブルも散見される。

サービスやコンテンツの適切な利用を促すためには、以下のような点について、生徒に理解させることが大切である。

- ・動画やゲームの利用時間が長いと依存症になりやすいこと
- ・日常生活におけるバランスの観点から、費やす時間や金銭には限りがあること
- ・ゲーム上の情報であっても、他人の財産を侵害する可能性があること

② SNS利用に伴うネットいじめ

SNSでは、「フォロワー」や「友達」といった概念を用いて、コミュニティやグループを構築することができる。

近年では、SNSを悪用したネットいじめが増加傾向にある。以下に、SNSの特徴と、それに起因したいじめ及び関連事例を示す。

特徴	特徴に起因した事例
情報伝達のしやすさ	・ 誹謗中傷のエスカレート
静止画や動画の添付機能	・ 暴力行為のやり取り、拡散
個別メッセージ機能	・ 既読確認機能による返信の強要
グループ・コミュニティ機能	・ グループ機能を悪用した仲間外し

また、1対1のやり取りやグループ内での投稿内容は、当事者以外からは見ることができないため、教師や保護者が問題事案を把握しにくいことも特徴である。

これらの問題が起こらないようにするためには、いじめは人として絶対にしてはならないという大原則とともに、以下のような点について、生徒に理解させることが大切である。

- ・ 対面でのやり取りでないため、現実感が乏しく、表現がエスカレートしやすくなること
- ・ 文字や静止画、動画等がネット上に残ることで、被害者は長期間苦しむことになること
- ・ 相手の状況によっては、すぐに返信できないこともあり得ること
- ・ 多対一の構図になりやすいため、いじめにつながりやすいこと
- ・ 教師や保護者からは問題事案が見えにくいいため、生徒からの情報提供がより重要であること

③ その他サービスの利用

前述したサービスのほか、以下のようなリスクと関わる可能性がある。

- ・ メールに添付された悪意のあるプログラム
- ・ 個人情報や金銭を搾取するフィッシング詐欺、ワンクリック詐欺

各種サービスから、これらのリスクに誘導される場合もあるため、その特徴について理解させておくことが大切である。

(3) 家庭・地域との連携

前項のようなサービスの利用は、家庭でなされることが多い。従って、家庭における利用ルールを作成してもらうとともに、ルールが守られているか定期的にアンケートを実施するなど、保護者と連携しながら、適切な利用について管理することが大切である。また、ルール作成においては、ルールを例示するなど、保護者の負担を軽減することも大切である。

さらに、専門性が高く、学校や家庭で対応しにくいような事例については、大学や通信キャリアなどの専門機関を利用して、講習会等を実施することも有効である。

5 体罰によらない指導の在り方

(1) 体罰について

<学校教育法 第11条>

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教師及び学校への信頼を失墜させる行為である。

(2) 体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて

- 平成30年4月、長崎県教育委員会は、暴力的指導に頼らない、人権を尊重した指導の徹底を図るために、体罰・不適切な指導に関する処分等の取扱いについて整理した。
- 生徒の人権を侵害する体罰や暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教師は、懲戒処分の対象となる。

(3) 教師としての基本的な考え方

- 一人一人が「教育のプロ」としての自覚を強くもち、教科指導、生徒指導等における専門的な指導力を高める必要がある。
- 体罰により望ましい倫理観を養うことはできず、むしろ生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。
- 体罰は教員による生徒への人権侵害であるという認識を明確にもつ必要がある。

(4) 指導のポイント

体罰の根絶に向けては、教職員個々の指導力を高めるとともに、学校全体として取り組んでいくことが大切である。

ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月（平成31年4月一部改訂）長崎県教育委員会）を参照する。

リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）を参照する。

参考資料

- ・「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）


 ( https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf)
- ・「保護者、地域と学校の協力のために」（平成25年12月 広島県教育委員会）


 ( <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/115228.pdf>)
- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）


 ( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月 文部科学省）


 ( https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1304156_02_2_1.pdf)
- ・「青少年のインターネット利用環境実態調査」調査票・調査結果等（こども家庭庁）


 ( https://www.cfa.go.jp/policies/youth-kankyou/internet_research/results-etc/)
- ・「学校と関係機関との連携マニュアル」（令和6年2月 長崎県教育委員会）


 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/02/1708943243.pdf>)
- ・「児童生徒の継続的な指導・支援のための引継ぎガイドライン（改訂版）」（令和6年2月 長崎県教育委員会）


 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/02/1708943307.pdf>)
- ・「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成25年3月 文部科学省）


 ( https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm)
- ・ガイドライン「体罰の根絶に向けて」（平成25年5月 長崎県教育委員会）


 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559119230.pdf>)
- ・リーフレット「体罰のない学校『ながさき』」（平成28年4月 長崎県教育センター）


 ( https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kanko-kyoiku-bunka/gakkokyoiku/kyouiku_soudan/center_taibatuboushi/653858.html)
- ・「長崎県いじめ防止基本方針」（平成29年7月 長崎県・長崎県教育委員会）


 ( <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2024/03/1711339887.pdf>)

[目次に戻る](#)

第8章 キャリア教育

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」Nに対応しています。

「キャリア教育」は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付ける教育であり、学校の特色や教育目標に基づいて教育課程に明確に位置付け、全体的な方針や計画を全職員で共有しておく必要があります。

1 キャリア教育とは

(1) キャリアとは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(2) キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

(3) キャリア教育とは

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

(1)～(3)「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」

(平成23年1月 中央教育審議会)

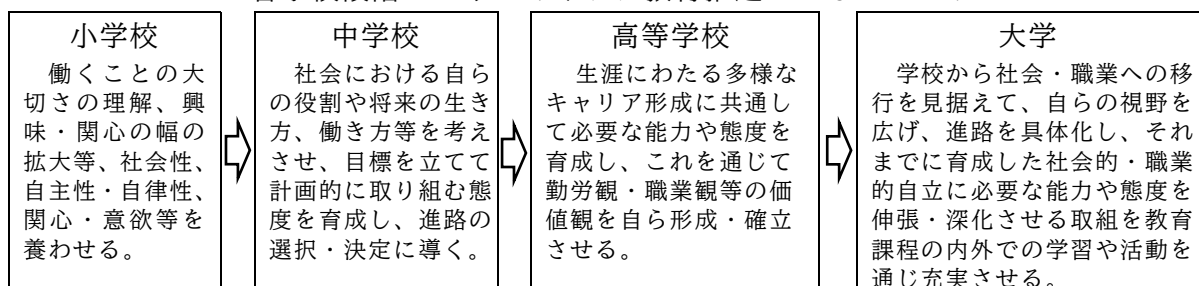
(4) 学習指導要領におけるキャリア教育

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

「高等学校学習指導要領 総則」(平成30年3月)

高等学校学習指導要領総則に明記されたキャリア教育についての記述と同趣旨の内容は、小学校や中学校の学習指導要領にも記されている。キャリア教育は、小学校・中学校・高等学校のつながりを考慮し、各学校段階で適切な内容を設定する必要がある。

<各学校段階におけるキャリア教育推進の主なポイント>



「キャリア教育・進路指導について」(平成30年5月 文部科学省)

特別活動を要として各教科・科目等で育成する「社会人・職業人として自立していくために必要な基盤となる能力や態度」とは何か。それが、「基礎的・汎用的能力」である。この「基礎的・汎用的能力」は、次の四つの能力によって構成される。

キャリア教育で育成する「基礎的・汎用的能力」

○ 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力。

具体的な要素としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップ等が挙げられる。

○ 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力。

具体的な要素としては、自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等が挙げられる。

○ 課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

具体的な要素としては、情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善等が挙げられる。

○ キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

具体的な要素としては、学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善等が挙げられる。

「中学校・高等学校キャリア教育の手引き」（令和5年3月 文部科学省）

2 キャリア教育の進め方

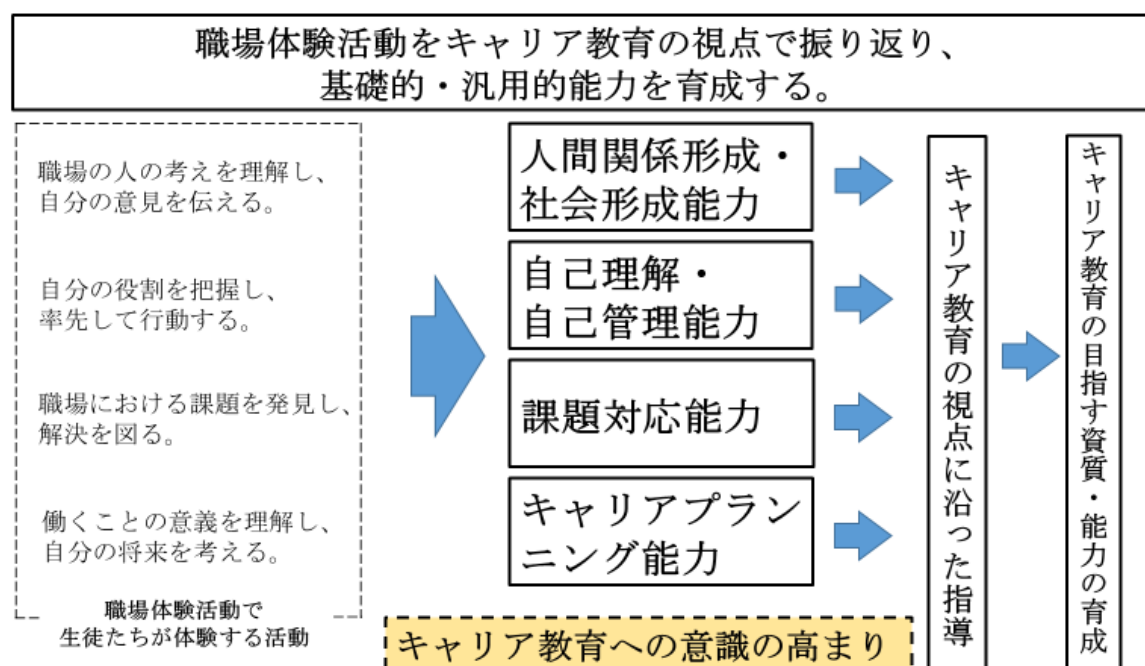
（1）学校としてのキャリア教育の目標を定める

はじめに学校として、生徒の現状を把握した上で、卒業時点で何ができるようになってほしいのかを具体的に定める。これが、学校におけるキャリア教育の目標となる。学校として、特にどのような資質・能力を育てたいのか、それは四つの「基礎的・汎用的能力」のどれにあたるのか、キャリア教育の目標を全職員で共有することが大切である。

(2) 教育活動をキャリア教育の視点で振り返る

現在既に実施している教育活動の中には、「基礎的・汎用的能力」の育成につながる活動が多くある。そのような教育活動を教師が「基礎的・汎用的能力」の育成につながる活動であると認識して行うことで、教師自身のキャリア教育に対する意識が高まる。その結果、キャリア教育の目標に沿った指導ができ、キャリア教育の目指す資質・能力の育成につなげることができる。

下図は、職場体験活動をキャリア教育の視点で振り返った場合の例を示したものである。



(3) 特別活動を要として教育活動全体をつなぐ

一つ一つの教育活動をキャリア教育の視点で振り返り、特別活動を要として教育活動全体をつないだものが、各学校のキャリア教育の年間指導計画となる。教育活動全体をつなぐことで、学校教育目標の実現に向けたキャリア教育が実践できる。

(4) キャリア・パスポートを活用する

令和2年4月より、すべての小学校、中学校、高等学校において「キャリア・パスポート」の活用が開始されている。

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことである。

参考資料

・「キャリア・パスポート」に関するQ & Aについて（令和4年3月改訂 文部科学省）
（https://www.mext.go.jp/content/20220314-mxt_jidou01-000007080_1.pdf）



[目次に戻る](#)

第9章 人権教育

この項目は、「教員等としての資質向上に関する指標」A、C、K、L、M、N、Oに対応しています。

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

日本国憲法は、国民の基本的人権を保障しており、第14条で、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等の原則をうたっています。

しかし、依然として、同和問題をはじめ様々な人権問題があります。長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）には、「女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権、部落差別（同和問題）、外国人の人権、H I V感染者・ハンセン病回復者等の人権、犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的少数者の人権、その他の人権問題」が重要課題として示されています。このような課題に対して、同基本計画では「県民一人ひとりの基本的人権が尊重され、個人の個性と能力が十分に発揮できるとともに、人権が共存し、ゆとりや楽しさが感じられる、『温もりと心の豊かさが実感できる人権尊重社会の実現』」を目標としています。

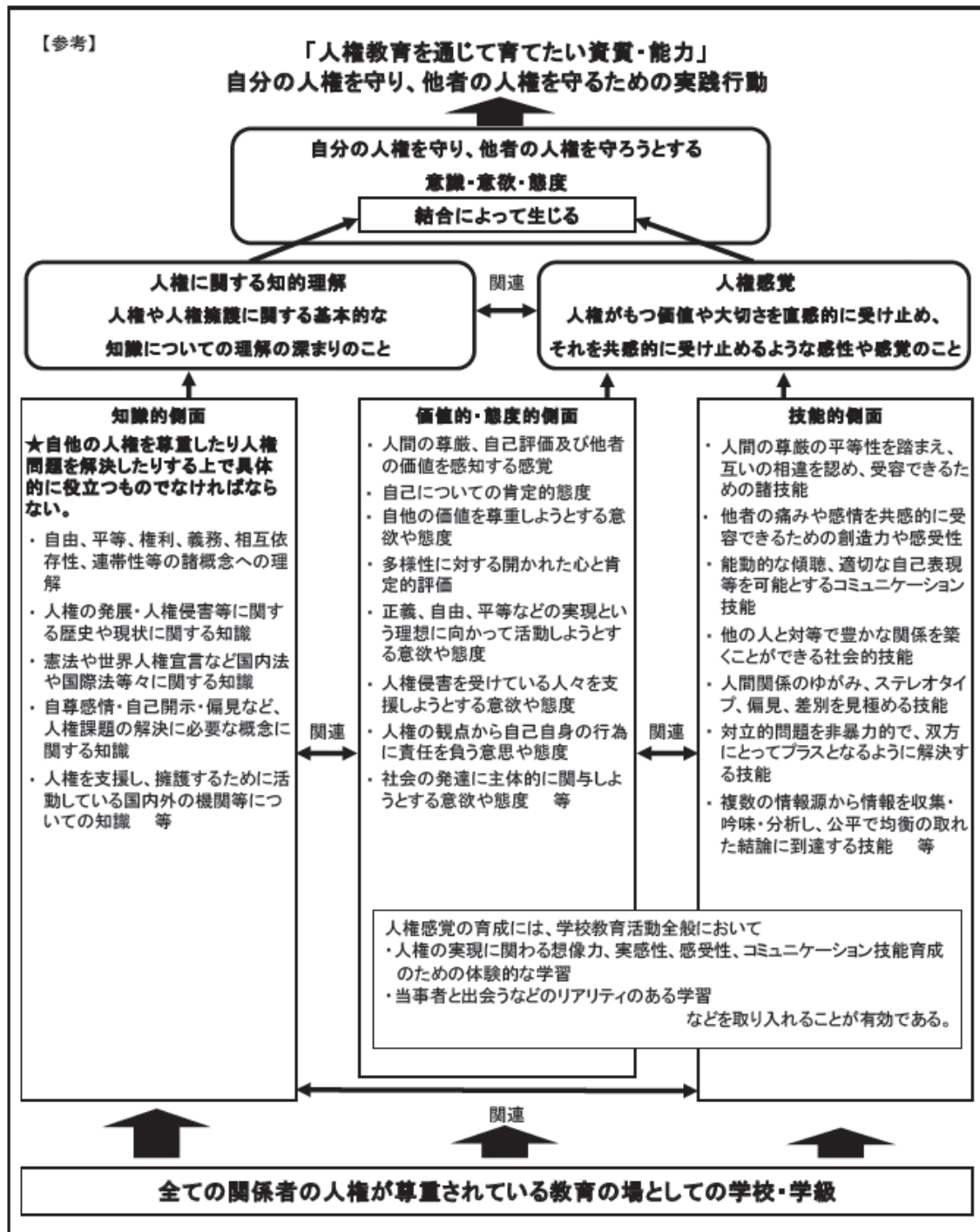
さらに、2016年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が、2023年には「L G B T理解増進法」といった人権に深く関わる法律が施行されています。こうした法整備の面から見ても、現代社会における人権尊重社会の実現は急務であると言えます。

全ての人々が自分らしく安心して生きることができる人権尊重社会を、私たちの不断の努力によって形成していかなければなりません。

1 人権教育の基本的な方針・育成したい資質

長崎県教育委員会は長崎県人権教育基本方針（2009年）の中で、「学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体をとおして、人権に対する正しい知識を身につけ、自他を大切に思う心や態度を養い、学校生活などの中から偏見やいじめ等の問題に気づき、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。」としている。

また、文部科学省が示した、人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）では「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」を人権教育の目標としている。「他の人を大切に」するには、まず、いろいろな欠点も含めて自分を好きになる気持ち、自分自身をかけがえのない存在だと思う感情（自尊感情）が大切である。その感情は、自他ともに不完全さや失敗することがあることを受け入れるとともに、互いに生きる価値があると認識し、全ての人間の尊厳を認める意識につながる。また、全ての教育活動は、全ての人の人権が保障された中で行われることが大切である。



「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」（平成20年 文部科学省）

2 人権教育の進め方・留意点

（1）日々の教育実践は、生徒の現実をスタートにして考える

かつて、部落差別によって生徒たちの学習権が奪われ、困窮した生活を余儀なくされてきた現実を解消することからスタートした同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす教育として、日本の人権教育へと引き継がれている。

- ① 人権教育は、「こうでなければいけない」「こうあるべきだ」という観念や理念の議論ではなく、生徒に寄り添い、学校生活から見られる生徒の現実をまるごとつかむこと(実態把握)を大切にする。

＜学校生活から見られる生徒の現実(例)＞

- ・学力の未保障、気になる行動、不登校等厳しい学習状況の生徒
- ・放っておくと将来の自己実現と社会参画が危ぶまれる生徒
- ・周りからどう思われているかがとても不安な生徒
- ・人間関係を思うようにつukれない生徒 等

このような生徒の現実、その背景となるものを含めて把握することが大切である。

＜生徒の現実の背景となるもの(例)＞

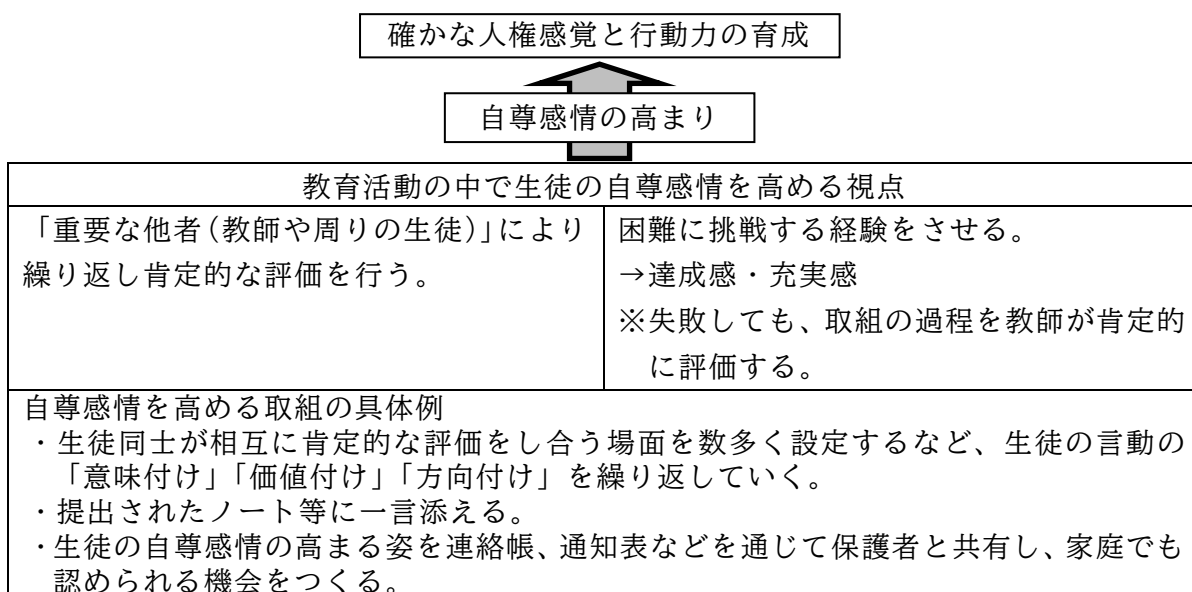
- ・低い自尊感情 ・競争化社会 ・家族構成 ・少子高齢化 ・経済格差
- ・高度情報化 ・人間関係や地域コミュニティの希薄化 ・貧困 等

- ② 見えてきた現実や生活背景を基に課題を整理し、課題解決に向けて、授業の工夫・改善(指導方法・教材・資料)や集団づくり(班づくり・仲間づくり・協力協働の学び)等の具体的な人権学習に取り組むことや、家庭・地域・行政等との連携が重要である。

(2) 全ての教育活動の中で行う

- 就学前、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等での発達段階を考慮する。
- 人権教育に関する教育目標等は、各領域、各学年・学級の指導目標等に位置付けられ、具体的な指導のめあてとなって生徒の活動場面で具現化されなければならない。

(3) 確かな人権感覚と行動力をもつ生徒を育むために、生徒の自尊感情を高める。



(4) 全ての生徒の進路と学力を保障する

○ 「進路保障」とは

自分の将来を豊かに描き、自己実現する力を獲得させていく「生き方保障」として捉える。そのためには、進学・就職を前にした時だけの課題ではなく、就学前、校種間のつながりを含めた「人権教育の総和」として取り組む。

○ 「学力保障」とは

自分の生き方を豊かにつくり上げ、社会に参画する力を獲得させていく「生きる力」として捉える。そのためには、単に知識量を問うのではなく、生徒が学習に意欲をもつこと、自己表現力や自尊感情を高めることも大切である。

全ての生徒の進路や学力を保障するためには、次の3点が重要である。

- ① 一人一人の生徒の理解に努め、一人一人を生かす指導を心掛け、「誰も切り捨てない」という姿勢
- ② 生徒の姿に学びながら、生活と結び付いた「分かる授業」の構想と実践
- ③ 生徒についての情報共有や引継ぎを行い、生徒に関わる教職員間、校種間、行政・民間団体等との連携や制度の活用

(5) 差別の歴史や現実から学ぶ

学校現場において生徒たちが人権問題に関する用語を不適切に使い、他者をおとしめようとする事案が見られる。

人権教育について学習することが「差別の再生産」や「差別のばらまき」につながらないようにするためには、教師自身が学習を重ね、「新しい知識と意識」をもつことが重要になる。

人の心の痛みが分かり、差別を許さないという心情・態度を育む学習
【例】 ・身近な人間関係の中にある不合理な因習等の学習 ・差別や偏見を生み出す仕組み等の学習 ・差別の歴史等の学習
※単なる知識の伝達や「～をしてはいけない」という心掛けの学習で終わらない



新 し い 知 識 ・ 意 識
・「江戸時代の身分制度や差別された人々のイメージ」のアップデート ・「被差別当事者に力を付ける」という考え方の転換 ・「寝た子を起こすな」という意識の転換 ・「被差別地区を校区に含む学校が取り組む」という捉え方の脱却 ・差別をなくす、許さない態度の育成 ・情報化社会の進展に対する正しい理解 等

教師自身の学習

※ 「差別の歴史」や「現実の教訓」の学習は、生徒のより豊かな生き方に反映されなければならない。

(6) 「隠れたカリキュラム」を意識する

隠れたカリキュラムとは、教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、生徒自らが学びとっていく全ての事柄を指す。

隠れたカリキュラムには適切なものと不適切なものがある。例えば、教師が生徒の名前を呼び捨てにしていると、生徒は「友達を呼び捨てにしてもいい」と学び取ってしまう。

このように「教師も環境の一部」となることから、教師自身の人権感覚を振り返るとともに、磨き続けることが大切である。

そのためには、日頃から個別の人権課題について学習したり、被差別当事者の思いや苦しみを正しく理解したりすることなどが必要である。

(7) 学級づくりの基盤とする

学級とは、「生徒にとって基本的な社会生活の場」「生徒がお互いの思いを出し合いながら成長していく舞台」でなければならない。

「安心できる場」の中で、「子供と教師がつながる」、「子供と子供をつなげる」仕掛けをして、多様なつながりを育むための取組が、人権教育の大切な実践となる。

(8) 進路指導と結び付ける

私たちが、日常生活を過ごしていく中では、差別は表面的に見えないことが多くあるが、就職や進学、結婚といった人生の節目に表面化することがある。

※もしも不適正事案が起こったら・・・

就職・進学における不適正選考や差別的扱いが発生



受験終了後、受験報告書等による速やかな情報収集

↓ 問題事象が判明

学校、県教育委員会、ハローワーク等の関係機関が連携して問題の解決

素早い対応が
不可欠

問題解決のためには、学校現場において生徒自身が人権の視点から不適切な質問に気づき、それに対応する力を育てることが必要不可欠となる。進路に関する学習の中で、人権問題に対する理解と認識を深めていくことが生徒自身を守ることにつながる。

また、自分は困らなくても、そのことを質問されることが他者にとって辛い体験になってしまうということに気づき、行動する力を育むことが大切である。

(9) 社会教育や家庭・地域との連携を図る

差別や偏見は、家庭や地域における日常生活の中ですり込まれることがある。よって、人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域社会の連携が不可欠である。

① 生徒の身近な事例を通して、学級通信・学校便り・保護者会・地域の行事等の中で人権についての認識を深めてもらう手立てを講じることが有効である。

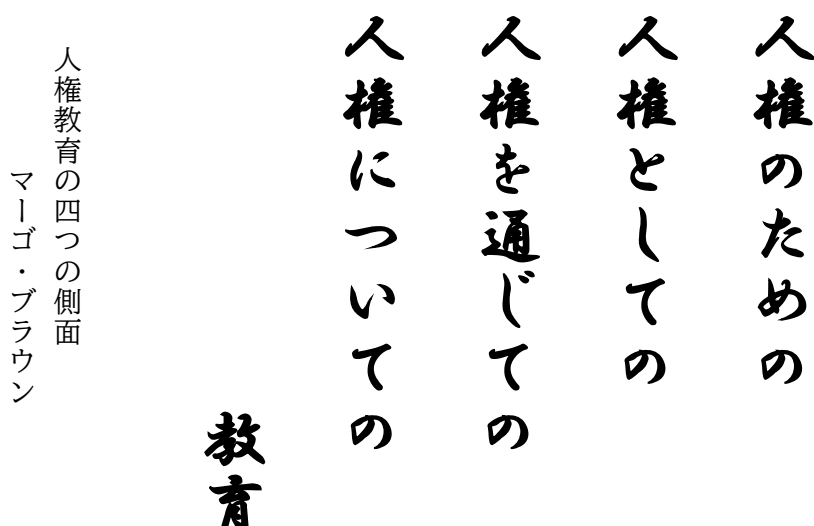
② 教育の中立性を守り、学校と地域の実情に即した人権教育の推進を展開する必要がある。

(10) 人権尊重社会の形成者を育てる

現在、18歳の生徒には選挙資格が与えられ、令和4年度には成年年齢が18歳に引き下げられた。そこで、生徒には、これまで以上に積極的・主体的な社会参画と、確かな人権感覚に基づく適正な判断と行動が求められる。生徒会や学級での自治活動は、反差別の学習と仲間づくりの具体的実践の場である。そこでの体験によって得られた自己有用感・達成感・技能などは、「自らも人権尊重社会の一員であるとともに、よりよい社会を創り出せる存在である」という意識・自信・行動につながる。

(11) 「人権教育の四つの側面」からの点検と意識化を図る

人権教育には、四つの側面があると考えられている。日常の教育活動を、この四つの側面を参照して振り返ることで、人権問題や人権教育が自分のこととして意識化されることが期待される。



参考資料

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）」
（平成20年 文部科学省）
（ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm）
- ・「人権教育をすすめるために（第46～52集）」
（平成25～令和5年 長崎県教育委員会）
- ・「長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）」
（令和4年3月 長崎県県民生活環境部 人権・同和対策課）
（ <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2022/03/1648635687.pdf>）
- ・「長崎県人権教育基本方針」（平成21年4月 長崎県教育委員会）
（ <https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2013/07/1373439717.pdf>）



[目次に戻る](#)

第10章 健康安全教育

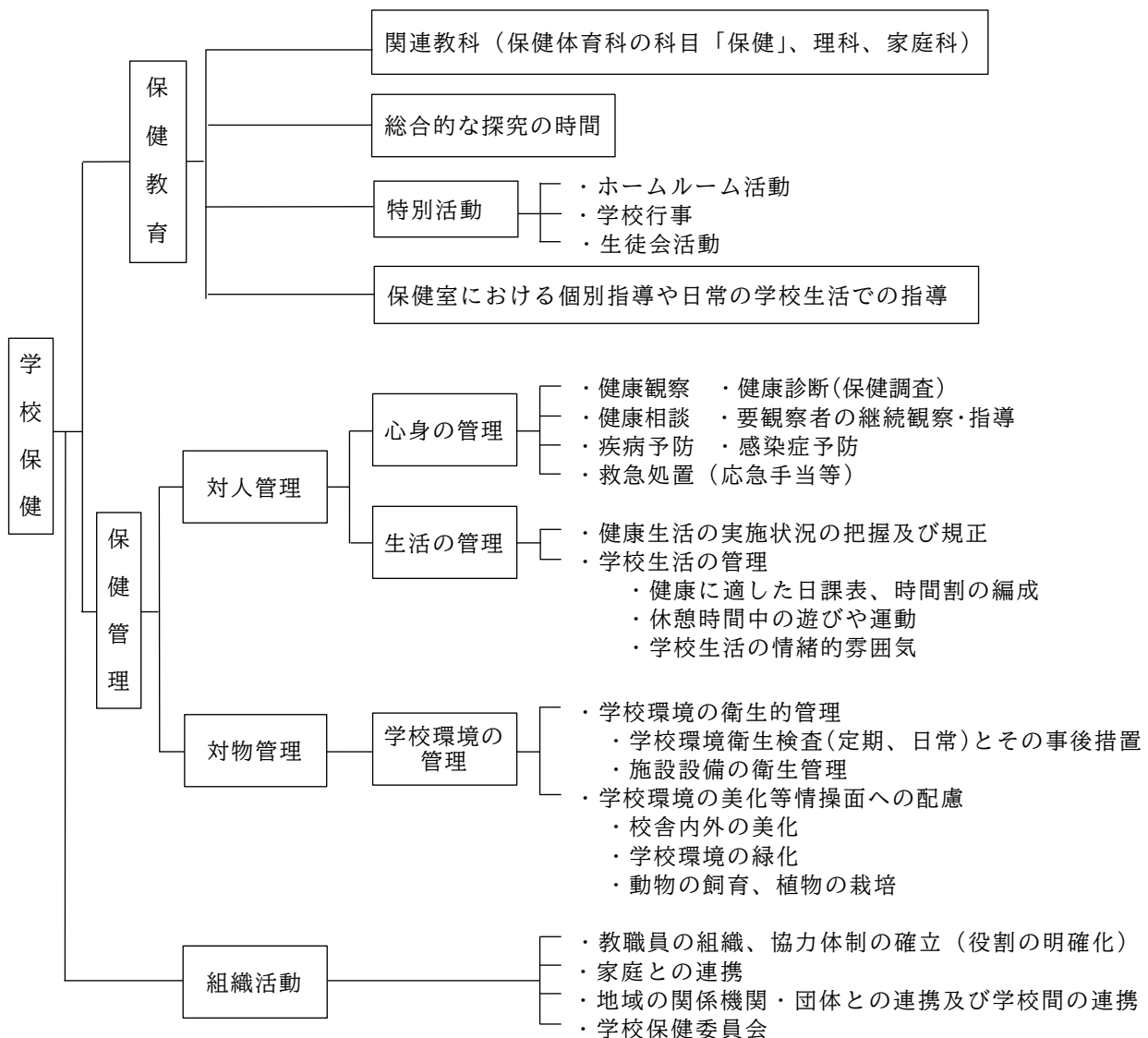
この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」のHに対応しています。

学校における健康安全教育の目的は、生徒一人一人が発達段階に応じ、心身の健康・安全の価値を認識し、日々の生活の中で望ましい生活習慣を形成していくことができるようにすることです。そのためには、生涯にわたって健康・安全の保持増進を図り、活力ある生活を営むことができるよう、教育活動全体を通して基礎を育成する必要があります。

学校における教育活動は、常に生徒が現在から将来にわたって健康的で安全な生活の基礎・基本について考え、自律的に行動ができるように意図的に行うことが大切です。

1 学校保健

(1) 学校保健教育の構造



(2) 保健教育

学校における保健教育は、「健康の価値を認識し、自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決する」資質や能力の育成を重視して行われる。

高等学校における保健教育は保健体育科の科目「保健」を中心に各教科等において、それぞれの目標や内容に即して指導が行われている。生徒の健康に関する資質や能力を育成するためには、保健体育科、特別活動などの特質に応じ、相互に連携させる指導の充実が求められる。

さらに、集団を対象とした指導と、個人を対象とした指導に大別して計画的・継続的かつ組織的に指導を行い、健康課題の内容によっては、専門性をもった養護教諭や栄養教諭・学校栄養職員、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の協力を得て指導に当たるなど、生徒の健康上の問題が解決されていくようにしなければならない。

学校保健を推進するに当たっての学級担任等の留意点は、次のとおりである。

① 健康観察

生徒の健康状態を常に把握しておくことは、教育活動を推進する上で極めて重要である。健康観察は随時行うが、特に朝の健康観察は、その日の学校生活に支障はないか、感染症の初期症状はないかなどを知るために大切である。また、体調不良のみならず、心理的なストレスや悩み、いじめや不登校、虐待や精神疾患等の心の健康問題にも留意して、担任は生徒の顔つきや動作、返答の仕方等を観察する。観察の結果、気になること等があれば、必要に応じて管理職や養護教諭等の助言を得て、保護者と連絡をとるなど、関係者との連携を図り適切な処置を行うことが大切である。

さらに生徒に対しては、自他の健康に興味・関心をもたせ、自己管理能力の育成を図ることも求められる。

② 健康相談

生徒の心身の健康に関する問題に対しては、生徒や保護者、関係者が連携し、相談等を通して問題の解決を図り、学校生活によりよく適応することができるよう支援する。また、相談は一对一で行うことに限定されるものではなく、関係者の連携の下、教育活動のあらゆる機会を捉えて行い、生徒への指導や保護者への助言につなげていくことが大切である。

③ 健康診断

健康診断は、学校における保健管理の重要事項の一つで、大切な学校行事である。個々の生徒の発育・健康状態を把握するとともに、生徒の健康への関心を高め、自主的に健康生活を実践するために必要な能力や態度を養うなどのねらいがある。実施するに当たっては、全職員が趣旨を理解し、組織的かつ計画的に行わなければならない。生徒に対しては、事前・実施・事後の各段階で、目的などを理解させ、結果に基づいて健康の保持・増進に対する意識を高めることが必要である。また、事後には、個々の健康問題に応じて速やかに措置することが大切である。

④ 救急処置・緊急時の対応

緊急事態発生時は、何よりも生徒の生命の安全を優先する。場に応じた冷静で的確な対応が必要である。生徒が身体の不調を訴えるなど、様子がおかしい場合は、詳しく症状を聞き、よく観察した上で、必要に応じて養護教諭の助言を得て適切に処置

する。学校における救急処置は、医療機関に送るまでの応急手当にとどめ、診断を阻害するような処置はしないようにする。

また、各学校で作成している緊急時対応マニュアル等を理解しておくことが大切である。

⑤ 保健室の活用

保健室は、健康診断、健康相談、感染症の予防、疾病管理、保健指導、健康評価、保健委員会等の組織活動、救急処置、健康情報の収集・分析等の機能をもっている。学校保健を充実させるために、これらの機能を生かした組織活動の充実が求められる。そのため、普段から教諭、養護教諭や保健主事等と職員間のコミュニケーションを密にしておくことが大切である。

2 学校安全

(1) 学校安全のねらい

学校安全は、生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、生徒の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

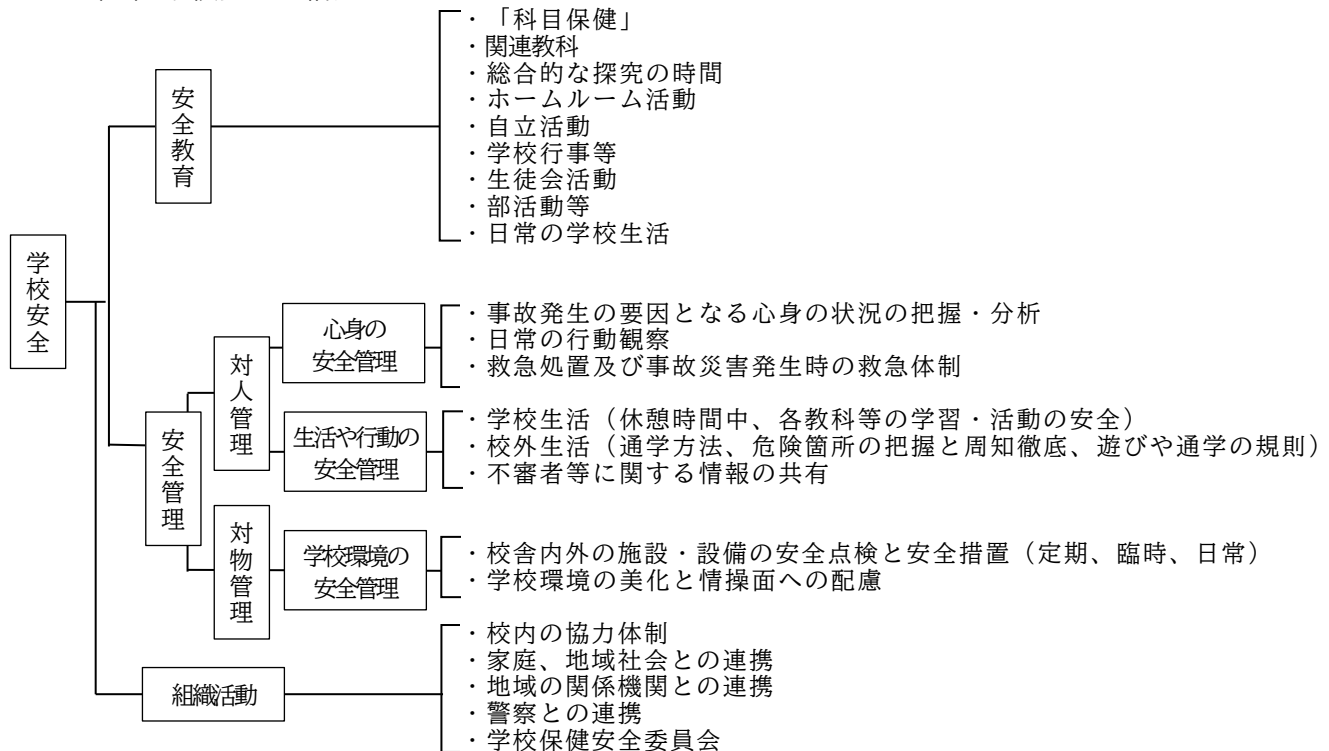
(2) 安全を守るための取組を進める上での危機管理の三段階

- ① 安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐための「事前の危機管理」
- ② 事件・事故災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための「発生時の危機管理」
- ③ 危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る「事後の危機管理」

(3) 学校安全の三領域

- ① 生活安全（日常生活で起こる事件・事故、誘拐や傷害などの犯罪）
 - ② 交通安全（様々な交通場面における危険と安全）
 - ③ 災害安全（地震、津波、火山活動、風水（雪）害等や火災、原子力災害）
- ※ 今後想定される新たな危機事象
- ・学校への犯罪予告
 - ・周辺でのテロの発生
 - ・「全国瞬時警報システム（Jアラート）」による情報伝達への対応 等
 - ・インターネット（SNS）上の犯罪
 - ・性犯罪（性暴力を含む）

(4) 学校安全の構造



① 安全教育

- ◎ 生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにする教育

指導は、保健体育科、特別活動の時間はもとより、各教科等においてもそれぞれの特質に応じて適切に行う。特に、新たな危機事象への指導に関しては、児童生徒等を取り巻く環境の変化に対して、関係機関と連携を図ることで指導の充実を推進していくことが求められる。

※ 学校で考えられる新たな危機事象についての安全教育

自治体の避難訓練と合わせた訓練、国民保護計画の定めに基づいた訓練、情報モラル（リテラシー）教育、生命（いのち）の安全教育等

安全に関する資質・能力は次のとおりである。

<知識及び技能>

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能

<思考力、判断力、表現力等>

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力

<学びに向かう力、人間性等>

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度

② 安全管理

◎ 生徒を取り巻く環境を安全に整えること

学校における安全管理には、対人管理と対物管理があるが、中でも事故の要因となる環境の管理は重要であることから、校舎内外の施設設備の安全点検や安全措置、危険箇所の安全点検を十分に行わなければならない。

学級担任は安全管理と安全教育との関連を図り、次のような視点から事故防止に努めなければならない。

ア 生活安全の領域における安全管理

- 施設・設備、器具・用具等の安全点検
- 各教科、学校行事、部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項
- 生活安全に関する意識や行動、事件・事故災害の発生状況等の調査
- 校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項
- その他必要な事項

イ 交通安全の領域における安全管理

- 通学に関する安全のきまり・約束等の設定
- 自転車、二輪車、自動車(定時制高校の場合)の使用に関するきまりの設定
- 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査
- その他必要な事項
- ※ 通学に関しては、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点も考慮すること

ウ 災害安全の領域における安全管理

- 防災のための組織づくり、連絡方法の設定
- 避難場所、避難経路の設定と点検・確保
- 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定
- 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
- その他必要な事項
- ※ 災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げる

③ 組織活動

◎ 安全教育と安全管理の活動を円滑に進めるための活動

組織活動が円滑に推進されるには、校内の協力体制が組織化されていることが必要である。また、家庭や地域の関係機関と十分な連携を図るとともに、学校安全に対する教師の計画的な研修が望まれる。

3 食育

食生活の多様化が進む中で、欠食や孤食の増加及び偏った栄養摂取、生活習慣病の低年齢化など生徒を取り巻く様々な課題が生じている。

こうした現状を背景として「食に関する指導」は家庭科の授業を中心に展開されてい

る。

(1) 食に関する指導の目標 ※高等学校学習指導要領解説家庭編「家庭基礎」より

<知識及び技能>

○ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身につける。

○おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身につける。

<思考力、判断力、表現力等>

食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫する。

<学びに向かう力、人間性等>

食生活において、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

(2) 食に関する指導の実践

① 総合的な探究の時間等の活用

総合的な探究の時間等では、教科等の枠を超えた学習や、生徒の興味・関心等に基づく学習などが展開される。食を通して自らの健康管理ができる能力を育成するために、健康と食に関する学習課題を取り上げることができる。指導に当たっては、地域の教材や学習環境の積極的な活用を図ることが大切である。

② 家庭・地域との連携

食に関する指導を充実し、日常生活に生かすことができる能力を育成するためには、保護者等の理解を深め、家庭や地域と連携して指導を進めることも大切である。

学校から必要に応じて保護者等や地域に対して情報を提供することにより指導の効果が高まる。また、保護者等や地域の協力を得て、体験活動等を進めることでより効果的な指導へとつなげることができる。

参考資料

・『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月 文部科学省）

( https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf)



・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月 文部科学省）

( https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf)



・「食に関する指導の手引－第二次改訂版－」（平成31年3月 文部科学省）

( https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)



[目次に戻る](#)

第11章 家庭や地域との連携及び協働と学校間の連携

この項目は、「教員等としての資質の向上に関する指標」Fに対応しています。

学校における教育活動が、学校の教育目標に沿って、効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが必要です。そのためには、学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況等を家庭や地域社会に丁寧に説明し、理解を求め協力を得ることや、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが重要です。家庭や地域社会と積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成や実施に生かしていきましょう。

また、学校同士が積極的に交流を深めることによって、生徒の学校生活をより豊かにするとともに、人間関係や経験を広げることができます。計画的、継続的に学校間の連携に取り組みましょう。

1 連携及び協働の基本的な考え

(1) 連携及び協働の意義

生徒の健やかな成長のためには、学校が家庭や地域社会、学校間の連携を深め、学校内外における生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。これらの必要性についての法的根拠と学習指導要領における位置付けは次のとおりである。

<教育基本法 第13条>

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協働に努めるものとする。

<高等学校学習指導要領 第1章 総則 第6款 学校運営上の留意事項>

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 学校がその目的を達成するため、学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。
- イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

(2) 連携及び協働のポイント

- 家庭からの相談や地域からの要望は、信頼関係を築くチャンスであるため、思いや願いを誠実に受け止め、得られた情報について校内で共有を図る。
- 教育活動を計画する際には、家庭及び地域の人々と連携した取組を行うことができないか検討する。
- 教師が地域のボランティア活動に参加するなど、家庭や地域との関わりを積極的にもつことを心掛ける。
- 事前に、交流校同士で連携及び交流の目的、方法等について共通理解を図る。

2 保護者との連携及び協働

(1) 連携及び協働の意義

保護者の理解と協力を得ることで、生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の確立等、学校の教育活動の充実につながる。

(2) 連携及び協働のポイント

- 学校や学級の教育方針とともに生徒の成長への担任の願いを伝え、お互いの役割を明確にし、協力体制をつくる。
- 学級通信、保護者会、家庭訪問等で、生徒一人一人の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたいこと等を積極的に伝えとともに、保護者の意見を十分に聞くことに努める。

3 P T Aとの連携及び協働

(1) P T Aの目的

保護者と教職員によって学校ごとに組織され、生徒の健全な育成を図ることを目的としている。

(2) 活動内容

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動を行う。

- 家庭教育や学校教育についての話合いや学校外における諸活動や健全育成についての活動
- 地域や各種機関・団体と連携した活動

4 地域社会との連携及び協働

(1) 連携及び協働の意義

- 地域の人々が身に付けている知識や経験を教育活動に生かすことができる。
- 自然体験や生活体験活動、地域の人々との交流活動を行うことは、生徒の自己肯

定感を高め、よりよい人格形成につながる。

- 地域に伝わる様々な伝統文化の継承に向けた取組を推進したり、学校におけるふるさと学習の充実を図ったりすることは、郷土愛の育成につながる。

5 世代を越えた交流の機会

(1) 交流の意義

- 高齢者と触れ合い交流することにより、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育て、様々な知識や人間としての生き方を学ぶことができる。
- 異年齢の児童生徒との交流活動を通して、様々な人との関わり方を学んだり、自己肯定感が高まったりする。

(2) 交流の実際

各学校によって異なるが、一般的に次のような活動がある。

- 総合的な探究の時間や特別活動等を活用して、授業や学校行事等に地域の高齢者を招待する。
- 高齢者福祉施設等を訪問し、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞いたり、簡単な手伝いをしたりするなどといった体験活動を行う。
- 異年齢の児童生徒や地域の様々な人々でボランティア活動を共に行うなど世代を越えた交流を図る。

6 学校間の連携や交流

(1) 交流及び共同学習の意義

- 生徒の人間関係や経験を広げることにつながる。
- 教師が、学校相互の幼児児童生徒の実態や指導の在り方等について理解を深めることで、それぞれの学校段階の役割を再確認することができる。
- 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習を行うことによって、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合いながら生きていくことの大切さを学ぶことができる。

(2) 連携や交流を図る際の留意点

- 近隣の学校だけではなく、異なった地域の学校間や異なる校種間等、幅広い連携や交流を行う。
- 日常の様々な場面での活動や学校行事や学習を中心にした活動等の直接的なもの、文通や作品の交換といった間接的なものがあるため、目的に応じた連携や共同学習の行い方を工夫する。

7 ふるさと教育

長崎県の「ふるさと教育」とは、次のように定義される。

ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ち、さらに承継発展させようとする意欲や態度、ふるさとに貢献したいという意識を育む教育。

また、将来、地元で地域社会や産業を支える人材や、県外や海外から本県の発展に貢献する人材の育成。

グローバル化が進む今日の社会において、日本人としての自覚と誇りをもち、国際社会で主体的に生きていくことが求められている。そのような社会を生きる子供たちには、自分たちが暮らす郷土の自然や歴史、文化、産業について知り、そのよさを再発見することを通して、郷土への誇りと愛情をもつことが必要である。特に人口減少が著しい本県においてはふるさとの未来を担う若者の意識を醸成することが重要となっている。

学校教育においては、発達段階に応じたふるさと教育を保護者や地域との協働のもと展開することが求められている。

各学校においては、関係機関の協力を得て、ふるさとの歴史や自然を学ぶための実地研修や、環境や福祉などに関して地域の実態に目を向けた学習活動を通して、地域を活性化させ、持続可能な社会に参画する力や、地域の課題解決に向けて主体的に関わることのできる資質・能力を育成することが求められる。

（１）発達段階に応じたふるさと教育

	ねらい	主な活動（例）
小学校	多様な体験・交流活動を通して地域のことを知る。	各市町が作成した副読本を活用し、自分が住む市町や本県の自然、歴史、文化、人々の努力や工夫等、ふるさとのよさについて体験的に学ぶ。
中学校	地域のよさに気付くとともに、当事者意識をもって、地域の課題について考える。	小学校での活動に加え、郷土学習資料「ふるさと長崎県」を活用し、地域の伝統を継承する活動や地域課題について考える活動などに取り組む。
高等学校	当事者の一員として、ふるさとに対して何ができるのかを考え実践する。	中学校での学びを基に、各学校や専門性を生かし、地域の課題解決や地域の活性化に向けた取組を行う。

（２）ふるさと教育の取組にあたってのポイント

① 我が国の伝統や文化に関する学習の充実

- 各教科や総合的な探究の時間において、我が国の伝統文化に触れる学習を充実させる。
- 我が国の地理や歴史、今日の平和と繁栄を築いた先人の業績や生き方について理解を深め、愛情を育むことができるようにする。

② 郷土に関する学習の充実

- 本県独自の郷土学習教材「ふるさと長崎県」や各市町作成の副読本を活用することにより、郷土についての教育の充実を図る。
- 地域の課題を発見し、それらの課題にどう立ち向かうか主体的に考え、行動する学習を行うことにより、地域社会の一員として必要な資質・能力を育成する。

③ 地域と連携・協働しながら展開

- 企業や行政機関等との連携を図り活動を展開する。

[目次に戻る](#)

◆ 長崎県 教員等としての資質の向上に関する指標

①教諭等用

長崎県 教諭等としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）	職名	校種
	教諭等	小中高特

ステージ （求められる姿） 視 点		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	1～5年目	6年目～11年目	12年目～16年目	17年目～
		新規採用教員として、学習指導や生徒指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学習指導や生徒指導等の実践力を磨く	ブレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、学習指導や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学習指導や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、学習指導や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や学級の児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等を取りまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する動きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	学級担任の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学級経営及び教科経営の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学級経営、教科経営及び学年経営等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	教科経営や組織運営において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる

(3) 教育課程 学習指導	H 教科等に関する 知識・教養		担当する教科等に関する基礎的知識を身に付けている	担当する教科等に関する知識を高め、指導に生かすことができる	担当する教科等に関する専門的知識を身に付け、指導に生かすことができる	担当する教科等における専門性を高め続けるとともに、学校の学習指導上の課題について、教職員に指導助言をすることができる	
	I 授業構想力		学習指導要領の内容やカリキュラム・マネジメントの考え方を理解するとともに、授業場面に応じた授業設計の方法を身に付けている	カリキュラム・マネジメントの考え方を理解し、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいて指導計画を作成し、授業を組み立てることができる	カリキュラム・マネジメントの考え方を生かし、地域の人材等を活用するなどして、学習指導要領及び児童生徒の実態に基づいた指導計画を作成し、深い学びの実現を図る単元や授業の組み立てを工夫することができる	学習指導要領及び自校の特色に基づき、地域との連携・協働を図って、カリキュラム・マネジメントの考え方を生かして指導計画を立案し、実施することができる	学習指導要領及び自校や地域の特色に応じたカリキュラムを考え、具体化に向けて取り組むことができる
	J 授業展開力		授業展開に必要な基礎的スキルを理解するとともに、適切な教材を活用する基礎的な能力を身に付けている	児童生徒の実態を踏まえ、基礎的なスキルを向上させるとともに、適切な教材を活用した授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開することができる	児童生徒の特性を理解し、教科等の見方・考え方を生かすなどして、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開するとともに、教職員に指導助言をすることができる	学校の課題解決を図るための授業展開を工夫し、授業改善に向けて教職員に指導助言をすることができる
(4) 学級経営 児童生徒理解 生徒指導 等	K 集団づくりの力		理想とする学級像をもち、児童生徒の発達段階に応じた集団の在り方を理解している	学級の児童生徒一人一人の実態や学級の課題を捉え、個々の自立を促し、相互に高め合う集団づくりを目指すことができる	学年全体の児童生徒の実態を把握し、より望ましい集団づくりを組織的に進めることができる	学校全体の児童生徒の実態を把握するとともに、課題に応じた対応策を提案し、実践することができる	
	L 児童生徒理解力		教育相談の意義や理論、必要な基礎的知識（カウンセリングに関する基礎的事柄を含む）を理解している	教育相談の基礎的なスキルを身に付けるとともに、児童生徒に寄り添い、気持ちや行動の背景を理解しようとする	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を理解することができる	教育相談や日常の観察を通して、児童生徒の気持ちや行動の背景を多様な角度から理解することができる	望ましい教育相談の在り方や、日常の観察の視点等について、教職員に指導助言をし、学校全体の児童生徒理解力を高めることができる
	M 個別の児童生徒への 対応力		児童生徒の状況を把握するための基礎的な事項や校内外の連携も含めた対応の在り方を理解している	個々の児童生徒の状況を理解し、先輩教員からの助言を受けながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況を理解し、同僚と協力しながら、状況に応じた適切な指導や支援をすることができる	個々の児童生徒の状況に応じて適切な指導や支援をするとともに、保護者や他機関と連携し、生徒指導体制を構築することができる	指導や支援が必要な児童生徒への対応方針を立て、保護者や他機関と連携を図りながら、生徒指導体制を強化することができる
	N 児童生徒の将来を 育む力		キャリア教育の意義や考え方や指導の在り方を理解し、児童生徒の夢や憧れ、志を育もうとする意欲をもっている	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を仕組むことができる	キャリア教育の視点をもって、児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を深化させることができる	学校全体のキャリア教育を推進し、全校の児童生徒の夢や憧れ、志を育む学習や体験を企画、実践することができる	学校全体のキャリア教育を推進し、その意義や方法、評価の在り方を教職員に浸透させることができる
(5) 特別支援教育	O 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を全体の教育に反映させることができる	保護者や関係機関等と連携し、個別の対応を充実させたり、学校の特別支援教育体制を構築したりすることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、中核となって学校の特別支援教育体制を強化したりすることができる
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の発達課題について適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、発達課題に応じた指導計画の立案、改善及び指導や支援を適切に行うことができる	保護者や関係機関等との相談を適切に行うとともに、教職員に指導助言をすることができる	様々な障害について高度な専門的知識と指導力を持ち、中核となって特別支援教育を推進することができる
(6) ICTや情報・教育データの利活用	P ICTの利活用 情報活用能力の育成		資質・能力の育成を目指し、授業及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを利活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した授業を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した効果的な授業を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用し、組織的に授業改善を行うとともに、学校組織全体で校務の情報化を推進することができる
	Q 教育データの利活用		教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する授業実践等を学校組織全体で推進することができる	

②養護教諭用

長崎県 養護教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）						職名	校種
						養護教諭	小中高特
ステージ (求められる姿) 視 点		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ	
		新規採用時	1～5年目	6年目～11年目	12年目～16年目	17年目～	
		新規採用教員として、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の実践力を磨く	ブレミドルリーダーとして、組織運営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参画したり、養護教諭の専門領域における職務や生徒指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする	
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる		
	B 対人関係能力 社会性	他者とコミュニケーションを図りながら、自らの課題解決に努めている	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等を取りまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる	
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる		
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特色を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもたせ、そのよさや課題について学習を仕組むことができる		
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	養護教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校保健にかかる活動を計画し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校保健にかかる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	学校保健にかかる活動において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる	
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の必要性及び協働の仕方を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる		
	G 危機管理能力	学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる	

(3) 養護教諭の専門領域 における職務	H 保健管理		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、保健管理を実践できる基礎的な知識を身に付けている	児童生徒の健康課題を把握し、課題解決に向けて取り組みながら、適切かつ円滑に保健管理を実践することができる	保健管理について中核的役割を果たすとともに、保健情報を総合的に評価し、把握した健康課題の解決に向けて組織的対応ができる	学校における事件事故・災害に備えた救急体制や心のケアの支援体制を整えるなど、保健管理について学校運営に参画することができる
	I 保健教育		学習指導要領の内容を理解するとともに、保健教育を実践できる基本的な知識を身に付けている	学習指導要領を踏まえながら、養護教諭の専門性を生かした保健教育ができる	児童生徒の発達段階や健康課題に応じて、教材を工夫し、関係職員等と連携しながら、効果的な保健教育に取り組む事ができる	保健教育について、教育課程の編成・実践・評価をもとに全体計画を作成することができる
	J 健康相談		学校保健安全法を理解するとともに、児童生徒の実態把握の必要性を認識し、健康相談を実践できる基礎的な知識を身に付けている	健康診断の結果や日常の保健室来室状況等を踏まえて、他の教職員と連携しながら児童生徒の発達段階や健康課題に応じた健康相談ができる	児童生徒の心身の健康課題を総合的にとらえ、校内支援体制の充実に向けてコーディネータ-的な役割を果たしながら、学校医等の専門職や保護者、地域の専門機関等と連携し、適切に対応できる	児童生徒の心身の健康課題に関して、教職員に対し指導的役割を果たすことができる
	K 保健室経営		学校保健安全法による保健室の役割や機能を理解している	学校教育目標や学校保健目標などを受け、児童生徒の心身の健康づくりを効果的に進めるための保健室経営計画を立て、取り組むことができる	保健室経営計画を、教職員、保護者等に周知するとともに、毎年評価（自己・他者）を行い、必要に応じて改善しながら、組織的、効果的な保健室経営に向けて、取り組むことができる	家庭・地域と連携しながら、学校経営の観点に立った保健室経営を推進することができる
	L 保健組織活動		保健組織活動の意義や目的、内容を理解している	学校保健の推進のために、保健主事や関係職員等と連携し、学校保健委員会等組織活動の企画・運営に参画できる	児童生徒の健康の保持増進や課題解決に向けて、保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫、改善を図ることができる	近隣の学校と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進することができる
(4) 特別支援教育	M 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導力	小中高	特別支援教育の意義や発達障害等について基礎的な事項を理解している	発達障害等の障害特性や対応方法について理解し、個々の障害に対する適切な対応を行うことができる	個々の障害に対して適切に対応するとともに、特別支援教育の理念や意義を学校保健にかかわる活動に反映させることができる	個別の対応について教職員に指導助言をしたり、学校の特別支援教育体制の推進に参画したりすることができる
		特	特別支援教育の意義を理解するとともに、障害種について基礎的な知識を身に付けている	障害特性を理解し、個々の状況に応じて適切な把握及び対応を行うことができる	様々な障害に対して理解を深め、個々の状況に応じて適切に対応を行うことができる	様々な障害について専門的知識と指導力を持ち、教職員と連携しながら特別支援教育を推進することができる
(5) ICTや情報・教育データの活用	N ICTの利活用 情報活用能力の育成		資質・能力の育成を目指し、保健教育授業及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを利活用した保健教育を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した保健教育を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に利活用した効果的な保健教育を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる
	O 教育データの利活用		教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する保健指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する保健指導等を学校組織全体で推進することができる

③栄養教諭用

長崎県 栄養教諭としての資質の向上に関する指標（令和5年3月改訂）	職名	校種
	栄養教諭	小中特

ステージ (求められる姿) 視 点		第0ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
		新規採用時	1～5年目	6年目～11年目	12年目～16年目	17年目～
		新規採用教職員として、学校給食管理や食に関する指導等の基礎的な事項を理解している	組織の一員として教育活動を展開し、学校給食管理や食に関する指導等の実践力を磨く	プレミドルリーダーとして、組織運営に参加したり、学校給食管理や食に関する指導等の専門性を高めたりする	ミドルリーダーとして、組織運営を推進したり、学校給食管理や食に関する指導等の高度な実践を展開したりする	組織のリーダーとして、積極的に学校経営に参加したり、学校給食管理や食に関する指導等における高度な指導力を教職員に広げたりする
(1) 教職に必要な素養	A 法令遵守 人権尊重の精神	法令遵守の精神を身に付けている 人権意識、人権感覚を身に付けている	法令遵守の精神を踏まえ、自ら範を示すとともに児童生徒に指導することができる 人権尊重に基づいた児童生徒理解をし、指導するとともに、学校の人権教育推進のために行動することができる		法令遵守の精神を教職員に指導することができる 学校の人権教育を企画、推進することができる	
	B 対人関係能力 社会性	自らの課題解決のために努力するとともに、他者とコミュニケーションを図りながら行動している	自分や児童生徒の課題を認識し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学年（学校）で生じている課題を把握し、管理職・同僚に相談しながら解決に向けて行動することができる	学校全体に関わる課題を把握し、教職員の意見等をとりまとめ、実効策を示すことができる	学校内外の課題を把握し、その課題解決に向けて、教職員に指導助言をし、改善に努めることができる
	C 児童生徒への愛情 教職に対する使命感	教育公務員の使命を理解し、児童生徒への教育的愛情をもっている	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の一員として行動することができる	教育公務員としての自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織を牽引する働きができる	教育公務員としての深い自覚のもと、児童生徒への教育的愛情と学び続ける意欲をもち、組織の意識と行動力を高めることができる	
	D 長崎県への郷土愛	ふるさとの特色（地理、歴史、文化等）を理解し、愛着をもっている	長崎県の特徴を理解し、そのよさを児童生徒たちに伝えるとともに、自分たちが住んでいる地域のよさや課題について取り上げることができる		長崎県や自分が住んでいる地域に誇りをもち、そのよさや課題について学習を仕組むことができる	
(2) 学校運営 連携・協働	E 組織運営力 同僚性・協働性	栄養教諭の基本的な役割と職務内容、学校組織や校務分掌等について理解している	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、実践することができる	学校教育目標を理解するとともに、学校給食管理や食に関する指導等の方針を策定し、同僚性や協働性を発揮しながら、積極的に実践することができる	学校給食管理や食に関する指導において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげることができる	学校給食管理や食に関する指導において、同僚性や協働性を醸成するとともに、その実践を評価し、改善につなげたり、教職員に指導助言をしたりすることができる
	F 保護者・地域・関係機関等との連携力	保護者、地域、関係機関等との連携の重要性を理解している	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の一員として、連携・協働した対応をすることができる	保護者、地域、関係機関等と積極的に関わり、地域とともにある学校の核として、連携・協働した対応をすることができる	「地域とともにある学校」の実現に向け、保護者、地域、関係機関等との連携・協働のネットワークの確立ができる	
	G 危機管理能力	安全確保の重要性及び危機を察知した際の基本的な行動を理解している	安全に配慮した教室環境等の整備と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機を察知した際の迅速な連絡ができる	危機を予測した未然防止の取組と、危機の早期発見、早期対応の取組を行うことができる	危機の未然防止のための組織的対応、学校環境の抜本的改善及び危機の再発防止の取組を推進することができる

(3) 学校給食管理	H 栄養管理	学校給食の役割及び適切な栄養管理について理解している	学校給食栄養基準に基づき、食品構成を考えた献立を作成することができる	学校給食に地場産品や郷土料理等を取り入れ、生きた教材としての献立を作成することができる	児童生徒の食生活状況を把握し、適切な栄養管理の上で地域の食材を生かしながら、魅力ある献立の作成を行うことができる	児童生徒の健康課題に対応した適切な栄養管理の上で、地域の食材を使った生きた教材となる献立の作成を行うことができる
	I 衛生管理	衛生管理の重要性及び適切な衛生管理について理解している	学校給食衛生管理基準に基づき、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等衛生管理責任者としての業務を行うことができる	学校給食衛生管理基準を理解し、調理従事者の衛生、施設設備の衛生等、衛生管理責任者としての業務を行うことができる	衛生管理者として、調理従事者への衛生管理指導、施設設備の改善及び食品の衛生管理を積極的に行うことができる	衛生管理において適切でない事態の早期発見・早期対応に向けて工夫・改善しながら、校内の協力体制整備を行うことができる
	J 調理指導その他	学校給食の調理、配食及び物資選定、施設・設備の維持管理等について理解している	学校給食の調理、配食及び施設設備に関し、指導助言を行うことができる	地場産業等との関連を考慮して、学校給食物資の選定、購入、検収及び保管について適正に行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導、助言を行う。対応に適した施設・設備の管理を行うことができる	食物アレルギー等児童生徒の実態に応じた調理指導や対応に適した施設・設備の管理において指導的役割を果たすことができる
(4) 食に関する指導	K 教科等指導	各教科等のねらいを知り、食に関する指導の位置付けを明確にした指導を理解している	各教科等のねらいを理解し、食に関する指導と評価の計画を教職員と共有しながら授業ができる		食育全体計画を踏まえ、教科等のねらいを達成するための食に関する指導について、専門的立場から適切な指導助言を行うことができる	
	L 連携・協働	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等の立案を理解している	児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた食育全体計画等を立案し、食育を積極的に推進することができる		児童生徒の実態や学校教育目標に基づいた諸計画を立案し、関連校も含め、保護者や地域、関係機関と連携した食育を推進することができる	
	M 個別相談指導	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導について理解している	集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を行うことができる		集団や個の食に関する課題を把握し、発達段階に応じた指導を関係者と連携して行ったり、諸計画の改善を図ったりすることができる	
(5) ICTや情報・教育データの活用	N ICTの利活用 情報活用能力の育成	資質・能力の育成を目指し、食育及び校務におけるICTの利活用の目的や方法とその効果について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	資質・能力の育成を目指し、ICTを活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図ることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した食育を展開するとともに、校務の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	児童生徒の実態に応じた資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用した効果的な食育を展開するとともに、校務全体の情報化を図り、効率化と教育活動の質の改善につなげることができる	教育活動全体を通じて資質・能力の育成を目指し、ICTを適切に活用して、組織的に食育を展開するとともに、学校組織全体で校務の情報化を推進することができる
	O 教育データの利活用	教育データの適切な利活用について、基礎的な知識及び技能を身に付けている	各種システム等の教育データを利活用して、よりよい学びの創出を目指した食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を行うことができる	各種システム等の教育データを児童生徒の実態に応じて適切に利活用して、よりよい学びを創出する食に関する指導等を学校組織全体で推進することができる	

※資質・能力のうち、(1)～(3)は学校栄養職員採用後の経験年数に基づくステージとし、(4)～(5)は栄養教諭任用替え後の経験年数に基づくステージとする。

[目次に戻る](#)

学び続ける教師であるために

令和7年度 高等学校版

編集発行 長崎県教育委員会

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話 (095)824-1111